

登録規則

目次

第100部 定義

規則 101	定義	149
--------	----	-----

第200部 登録要件および手続き

規則 201	登録要件および手続き	151
規則 202	登録処理および登録通知	151
規則 203	登録手数料	151
規則 204	商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、 商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントの登録	152
規則 205	(予備)	154
規則 206	商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、 商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントの外務員の登録	154
規則 207	二重または多重の提携の報告	156
規則 208	業主の報告	157
規則 209	一定の事例における、指紋提出要件の代替物	157
規則 210	申請情報における欠落、誤りまたは変更は、報告されなければならない。	158
規則 211	追補提出要件	159
規則 212	1つの種別での登録は、他の種別での登録を包含しない。	159
規則 213	文書送付のための最新の住所	160
規則 214	外務員の登録および業主の所属の終了	160

第300部 仮免許

規則 301	外務員の仮免許	161
規則 302	保証取次ぎブローカーの仮免許	163

第400部 技能要件

規則 401	資格試験要件	167
規則 402	試験要件の放棄	168

第500部 登録の拒否、条件付け、停止、制限および取り消しの手続き

規則 501	登録の拒否、条件付け、停止、制限および取り消しの権限	169
規則 502	総則	169
規則 503	登録申請の撤回	170
規則 504	フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーを除く、法第8条a(3) および第8条a(4)に基づき登録資格を剥奪される申請者および登録者、 および、フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーを除く、 法第8条a(2)に基づき登録資格を剥奪される申請者を支配する手続き	171

規則 505	法第 8 条 a (2)、第 8 条 a (3)、または第 8 条 a (4) に基づき 登録資格を剥奪される、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダー としての申請者または登録者を支配する手続き……………	176
規則 506	聴聞手続き……………	181
規則 507	会員資格委員会または指定小委員会による裁定……………	182
規則 508	命令……………	183
規則 509	和解……………	183
規則 510	条件または制限を撤廃または修正するための手続き……………	184
第 600 部	登録の撤回	
規則 601	登録の撤回……………	186
第 700 部	NFA が維持する登録記録の利用および証明を支配する手続き	
規則 701	NFA が維持する登録記録からの情報開示……………	187
規則 702	NFA が維持している登録記録が真正であることの証明……………	188
第 800 部	登録書式提出の代替方法	
規則 801	書式 8 - R、3 - R、および 8 - T の、電子ファイル送信による提出……………	190

登録規則

第100部 定義

[¶ 8101] 規則 101 定義

本登録規則で使用される言葉の定義は、次の通り。

- (a) 「法」――米連邦法典第7章に含まれる、商品取引所法。
- (b) 「申請者」――法に基づき、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問またはレバレッジ契約マーチャント、あるいは以上のいずれかの外務員、またはフロア・ブローカー、フロア・トレーダーとして登録しようとしている者。
- (c) 「外務員」――法および法に基づく規則で使用される用語通りの、法により外務員としての登録が義務づけられている者。
- (d) 「受益所有者」――業主（本規則（n）項に定義される）とみなされることを避けるための計画または企画の一環として、信託、代理人、委任状、共同出資契約、または、当該の者から有価証券の受益所有権を剥奪する、当該受益所有権の付与を妨げる、あるいは資本の10%以上の抛出を妨げるという目的または結果を持つ他の契約、協定、または方策を、直接または間接的に創造または利用する者は、同項の趣旨に鑑み、受益所有者または資本抛出者とみなされる。
- (e) 「CFTC」――商品先物取引委員会。
- (f) 「商品の権利」――（1）法または法に基づいて発布された規則により規制される、将来の受渡しのための商品の買い契約または売り契約。および、（2）法第4条cまたは第19条に基づくCFTC規則に従う契約、合意、または取引。
- (g) 「最新の」――書式8-Rは、当該登録者または業主が、同書式の提出後継続して、登録されているか、業主として登録者に所属していれば、最新である。
- (h) 「外国先物当局」――外国政府、または、外国政府により先物またはオプションに関連する法律または規則を執行または施行する権限を与えられている省庁、政府機関、または規制機関。
- (i) 「記載業主」――登録者の業主で、その者に関して登録者が本規則に基づく必要提出物をすべて提出した者。
- (j) 「会員資格委員会」――NFA内規701に従って組織されたNFAの委員会。
- (k) 「NFA」――全国先物協会。
- (l) 「所有者」――いずれかの種類の発行済株式の10%以上を保有しているか、受益所有者である者、または、主体の資本の10%以上を抛出した者。
- (m) 「者」――個人、団体、パートナーシップ、法人または信託。
- (n) 「業主」――申請者、登録者または法により登録が義務づけられている者に関して、次の者。（1）

個人事業主、ゼネラル・パートナー、役員、取締役、支店長、指名監督者、または、類似の地位を占めている者、あるいは、合意に基づくかどうかを問わず、直接または間接に、CFTCの規制を受ける活動に対して支配的な影響力を及ぼす権限を持ち、類似の機能を果たしている者。

(2) いずれかの種類の発行済株式の10%以上を保有しているか、その受益所有者である者。(3) 資本の10%以上を拠出した者。ただし、この資本の拠出が、連邦預金保険機構の保険に加入している非系列銀行か、合衆国法に基づいて免許を受け、当該金融機関の規制責任を負う合衆国政府当局により規制、監督、および審査されている、非系列外国銀行の米国支店または代理店、または、いずれかの州の規制を受ける保険会社によって拠出された劣後債務である場合には、当該銀行、支店、代理店または保険会社は、本定義の趣旨に鑑み、当該債務が業主として記載されていない別の当事者によって保証されていなければ、業主とはみなされない。

- (o) 「登録者」――法に基づき、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャント、あるいは以上のいずれかの外務員、またはフロア・ブローカー、フロア・トレーダーとして登録されている者。
- (p) 「規則」――NFA登録規則。
- (q) 「スポンサー」――外務員の登録のため、規則206により義務づけられている証明を行う、申請者または登録者、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャント。
- (r) 「追補保証者証明書」――取次ぎブローカーの保証者が、NFA会長またはNFA会員資格委員会が本登録規則に基づいて課す一定の条件または制限に従って当該取次ぎブローカーを監督する意志を示す、当該保証者が作成する供述書。
- (s) 「追補スポンサー証明書」――外務員のスポンサーが、NFA会長またはNFA会員資格委員会が本規則に基づいて課す一定の条件または制限に従って当該外務員を監督する意志を示す、当該スポンサーが作成する供述書。

第200部 登録要件および手続き

[¶ 8201] 規則 201 登録要件および手続き

NFAは、法第8条a(10)および第17条(o)によりNFAに登録責務が与えられている、フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダー以外の者について、本登録規則の規定に従い、登録の職務を果たすものとする。NFAは、法によりフロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとして登録することを義務づけられている者について、CFTC規則第3部に含まれる、フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーの登録を支配するすべての規則に従い、登録の職務を果たすものとする。ただし、本登録規則の規則203がフロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーの登録手数料を支配し、本登録規則の第500部がフロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーに関する不利な登録手続きを支配し、本登録規則第700部が、NFAが維持しているフロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーに関する記録の利用および証明を支配するものとする。

[¶ 8202] 規則 202 登録処理および登録通知

- (a) NFAは、法に基づき登録が認められたか、仮免許が発行された場合には、申請者に対し、あるいは、外務員としての登録申請者の場合にはそのスポンサーに対し、通知を行うものとする。
- (b) 登録書式、別表、またはその補足書類、指紋カード、または、本登録規則によりNFAへの提出が義務づけられている他の書類は、すべての目的において、CFTCに提出されたものであり、CFTCの公式記録であるとみなされる。本登録規則第700部は、NFAが維持する上述のすべての登録記録の利用および証明を支配するものとする。

[¶ 8203] 規則 203 登録手数料

- (a) 金額
 - (1) 外務員 規則209(d)項に従って提出される書式8-Rを除き、外務員の登録に関連して提出される書式8-Rは、それぞれ70ドルの手数料が添えられていなければならない。規則209(d)項に従い、外務員の登録に関連して提出される書式8-Rは、それぞれ50ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (2) 商品取引員 商品取引員としての登録申請書は、それぞれ250ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (3) 取次ぎブローカー 取次ぎブローカーとしての登録申請書は、それぞれ100ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (4) 商品プール・オペレーターおよび商品取引顧問 商品プール・オペレーターまたは商品取引顧問としての登録申請書は、それぞれ100ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (5) レバレッジ契約マーチャント レバレッジ契約マーチャントとしての登録申請書は、それぞれ250ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (6) フロア・ブローカー フロア・ブローカーとしての登録申請書は、それぞれ70ドルの手数料が添えられていなければならない。
 - (7) フロア・トレーダー フロア・トレーダーとしての登録申請書は、それぞれ70ドルの手数料が

添えられていなければならない。

- (8) 業主 申請者または登録者の業主によって提出される書式8-Rは、当該業主が申請者または登録者の外務員としての登録も申請していない限り、それぞれ70ドルの手数料が添えられていなければならない。
- (9) 年次更新 規則204(d)項に従って商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントが年1回提出する書式7-Rは、それぞれ各登録種別ごとに100ドルの手数料が添えられていなければならない。
- (10) 遅延終了通知 規則214(a)項により義務づけられ、通知が必要である事象が発生してから20日を超えて提出される通知は、それぞれ100ドルの手数料が添えられていなければならない。
- (11) 資格剥奪手数料 規則504に基づき、会員資格委員会または指定小委員会に提出される提出書類は、1回目の提出時に限り、1000ドルの手数料が添えられていなければならない。この手数料は、会員資格委員会または指定小委員会が、当該申請者または登録者は法定の資格剥奪を受けるべきではないと判定した場合には、返還される。

(b) 送金形態 登録手数料は、NFAに支払可能な小切手、銀行為替手形または為替によって送金されなければならない。すべての登録手数料は、払い戻しができない。

[¶ 8204] 規則204 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントの登録

(a) 登録の申請

- (1) 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントとしての登録の申請は、書式7-Rに記載されている指示に従って同書式に記入し、これをNFAに提出することによって行わなければならない。
 - (A) 商品取引員または取次ぎブローカーとしての登録申請書はまた、それぞれCFTC規則1.10に従って記入、提出しなければならない。
 - (B) 商品プール・オペレーターとしての登録申請書はまた、それぞれCFTC規則4.13(c)に従って記入、提出しなければならない。
 - (C) レバレッジ契約マーチャントとしての登録申請書はまた、それぞれCFTC規則31.13に従って記入、提出しなければならない。
- (2) 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントとしての登録申請書はそれぞれ、(i) 記載されている指示に従って記入され、申請者の業主である各自然人によって作成された書式8-R、および(ii) 当該業主が、規則209(c)項により指紋押捺要件免除の資格を与えられる取締役でない場合には、NFAがその目的のために提供した指紋カード上の、当該業主の指紋が添えられていなければならない。本項の規定は、いずれかの種別で現在CFTCに登録されている、あるいは、現在のCFTC登録者の業主として認定されている業主には適用されない。
- (3) 自然人でない業主を持つ申請者の場合には、当該申請者の書式7-Rはまた、記載されている指示に従って記入され、申請者の書式7-Rに非自然人業主として記載されている主体の所有者である各自然人によって作成された、書式8-Rが添えられていなければならない。申請者

の非自然人業主のすべての業主も非自然人である場合には、書式7-Rは、書式8-R、および当該非自然人の所有者である各自然人の指紋が添えられていなければならない。この書式8-Rは、NFAがその目的のために提供した指紋カード上の、当該自然人の指紋が添えられていなければならない。ただし、当該非自然人業主が、(i) 1934年証券取引所法に基づき報告書を提出する、(ii) 1933年証券取引所法に基づき登録供述書を提出した、(iii) 証券取引委員会の規制を受けている、(iv) いずれかの州による規制を受ける保険会社である、または、(v) いずれかの州または合衆国による規制を受ける、銀行または他の金融受託機関である場合には、本項の規定は適用されない。本項の規定はまた、最新の書式8-RがCFTCまたはNFAに提出されているか、規則204(a)項(2)に従い、当該非自然人に代わって書式8-Rおよび指紋カードを提出した自然人にも適用されない。しかし、当該自然人が(i) 外国先物当局の規制を受け、法定の資格剥奪を引き起こす可能性のある事実、および、当該外国先物当局との関係が良好であるかどうかに関する情報をNFAに提供する外国国民である、(ii) CFTC規則30.10により免除が認められている、または、(iii) CFTC規則30.10により免除が認められている会社に雇用されているか、その業主である場合には、NFAは書式8-Rおよび指紋カードの提出要件を放棄することができる。NFAは、それが適切である場合には、本項で述べた自然人または主体に関して、当該申請者に対してさらなる情報を求めることができる。

- (b) 申請の撤回 申請者が、申請情報の説明を求めるNFAの書面による要請に答えないか、NFAの書面による要請に従って指紋の再提出を行わない、あるいは、規則203(a)項に基づく必要手数料を支払わない場合には、これが申請者の登録申請の撤回を引き起こすとみなされるとともに、取次ぎブローカーとしての申請者の仮免許が即時終了するという結果をもたらすものとする。

(c) 登録期間

- (1) 本規則に従い、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントとして登録される者は、当該登録の取り消しまたは撤回が発効する日まで、当該登録が継続される。当該の者は、当該登録の停止が未決である間は、法により登録が求められる活動に従事すること、または、自らが法に基づく登録者、または登録者の代表者または代理人であると表示することを禁じられる。
- (2) 取次ぎブローカーとして登録されており、CFTC規則1.10(j)に従って商品取引員との保証契約の当事者であった者は、CFTC規則1.10(j)(8)に定められた手続きがとられない限り、当該保証契約の終了の30日後をもって、自らの登録の撤回を要請したものとみなされる。

- (d) 年次提出 NFAは、本規則に従って登録されている、各商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントに対し、NFAに現在保管されているそれぞれの書式7-Rの複写物を年1回提供するものとする。登録者は、この複写された書式7-Rに含まれる情報を精査し、必要ならば同情報の訂正または変更を行って、当該複写書式に記載されている日付に、規則203(a)(8)に基づく必要年次更新手数料を添えて、同複写書式をNFAに提出するものとする。NFAは、この書式7-Rが提出されず、同日付から30日以内に必要更新手数料が支払われない場合には、これを登録撤回の要請とみなし、

登録者にその旨を通知するものとする。

[¶ 8205] 規則 205 （予備）

[¶ 8206] 規則 206 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントの外務員の登録

（a）登録の申請

- （1）スポンサーの外務員としての登録の申請は、書式 8-R に記載されている指示に従って同書式に記入し、これを NFA に提出することによって行わなければならない。
- （2）いかなる者も、スポンサーである法人の役員、スポンサーであるパートナーシップのゼネラル・パートナー、またはスポンサーである個人事業主が、当該書式 8-R 上の、次の各項の内容を述べたスポンサー証明書に署名し、日付を記入しない限り、本規則（a）項に従って外務員として登録されない。
 - （A）当該スポンサーに、当該申請者を外務員として雇用または他の形態で使用する意志があること。本規則（a）項（4）に従って提供される通知書を受け取ってから 30 日以内にこれを行うこと。および、当該申請者が、本規則に従って外務員として登録されるか、本登録規則第 300 部に従って仮免許を受けるまでは、外務員としての登録を必要とするいかなる業務にも従事しないこと。
 - （B）当該スポンサーが、書式 8-R の質問に対する回答として当該申請者から提供された、当該申請者の過去 3 年間の学歴および職歴に関する情報を確認したこと。および、
 - （C）当該申請者が書式 8-R 上で提供した、公的に入手可能な情報は、当該スポンサーの持つ知識、情報および信念の及ぶ限りでは、すべて正確かつ完全であること。
- （3）本規則に従って提出される書式 8-R はそれぞれ、(i) NFA がこの目的のために提供した指紋カード上の、当該申請者の指紋、(ii) 申請者が本登録規則第 400 部に定められた適切な技能要件を満たしたことを示す十分な証拠、および (iii) 規則 203（a）項（1）によって義務づけられている登録手数料が添えられていなければならない。
- （4）外務員としての登録申請者が、当該登録に適していると NFA が判断したときには、NFA は当該申請者のスポンサーに対し、当該スポンサーが 30 日以内に当該申請者を外務員として雇用または他の形態で使用することを条件として、当該申請者の外務員としての登録が承認された旨の通知書を提供する。

（b）前スポンサーの登録が停止した場合の特別登録手続き

- （1）いずれかの種別での外務員としての登録が、条件や制限を伴っておらず、前スポンサーの登録が取り消しまたは撤回されたために過去 60 日以内に同登録が終了しており、かつ、新たなスポンサーと提携する者は、当該新スポンサーが、次の各号の内容を述べた証明書を NFA に郵送し次第、当該新スポンサーの外務員として登録される。
 - （A）当該の者が、当該スポンサーによって雇用されたか、他の形態で使用されていること。
 - （B）当該の者のいずれかの種別での外務員としての登録が、停止または取り消しされていないこと。

- (C) 当該の者が、本 (b) 項に従って登録される資格を有していること。
- (D) 当該の者に対し、(i) 法第6条 (c)、第6条 (d)、第6条c、第6条d、第8条aまたは第9条、(ii) CFTC規則3.55または3.60、または (iii) NFA規則または取引所規則に基づいて、訴訟手続きが係属中であるかどうか。または、過去12カ月以内に、CFTCまたはNFAが、CFTC規則3.51または本登録規則第500部に定められた手続きを実施した後に、いずれかの種別での登録申請の撤回を許可したかどうか、および、これを許可した場合、当該スポンサーに、これに関連する手続き開始の通知書の写しが与えられたこと。
- (E) 当該登録申請者が、本規則 (b) 項 (1) (D) に従って、同項に述べられている訴訟手続きが自らに対して係属中であること、または、同項に述べられているようにCFTCまたはNFAが登録申請の撤回を許可したことを証明した場合、当該新スポンサーが、手続き開始の通知書の写しを受け取ったこと。
- (F) 当該の者の登録申請書の懲罰歴の部分に、「yes」という回答が全く含まれていないか、以前にいずれかの種別での登録を申請し、これが承認されている場合、同申請に関連して既に開示されている事項、または、同申請の訂正の中で、30日以上前に開示された事項から発生したものを除けば、含まれていないこと。および、
- (G) 当該新スポンサーが、法に基づく登録者としての当該スポンサーの業務に関連する、当該の者のすべての活動を監督する責任を負うこと。

(2) 本規則 (b) 項 (1) (A) 、(E) および (G) により義務づけられる証明書は、スポンサーである法人の役員、スポンサーであるパートナーシップのゼネラル・パートナー、またはスポンサーである個人事業主により、署名され、日付が記入されていなければならない。本規則 (b) 項 (1) (B) 、(C) 、(D) および (F) により義務づけられる証明書は、外務員としての登録申請者により、署名され、日付が記入されていなければならない。

(3) 本規則 (b) 項 (1) の規定に従って登録されている者は、NFAから通知を受け取り次第、NFAがこの目的のために提供した指紋カード上の自らの指紋とともに、NFAが求める他の情報を、NFAに対して提出しなければならない。NFAは、これらの提出を、当該外務員が本規則 (b) 項 (1) の要件に関連して新スポンサーと提携した後、2年ごとに、あるいはNFAが適切とみなすより長い間隔で、求めることができる。

(c) 申請の取り消し 申請者または申請者のスポンサーが、申請情報の説明を求めるNFAの書面による要請に答えないか、NFAの書面による要請に従って指紋の再提出を行わない、あるいは、規則203 (a) 項 (1) に基づく必要手数料を支払わない場合には、これが申請者の登録申請の撤回を引き起こすとみなされるとともに、申請者の仮免許が即時終了するという結果をもたらすものとする。

(d) 登録期間 本規則 (a) 項または (b) 項、規則207、または規則301 (b) 項に従って登録されており、その登録が規則301 (d) 項 (1) (A) によって取り消しまたは影響されていない者は、当該登録者の各スポンサーの登録が取り消しまたは撤回されるまで、または、登録者とその各スポンサーの提携が停止するまで、当該登録が継続される。当該の者は、自らまたは自らのスポンサーの登録の停止が未決である間は、法により登録が求められる活動に従事すること、または、自らが法に基づく登録者、または登録者の代表者または代理人であると表示すること

を禁じられる。当該登録者の各スポンサーは、規則 214 に従い、外務員との提携の終了を報告する通知を、書式 8-T または証券業者登録の統一終了通知書により、NFA に提出しなければならない。

- (e) 記録保持 当該スポンサーは、CFTC 規則 1.31 に従い、本規則により求められる証明書を裏付けるために必要な記録を保持しなければならない。

[¶ 8207] 規則 207 二重または多重の提携の報告

- (a) 本規則 (d) 項において別途定められている場合を除き、外務員としての登録が依然として有効であり、かつ条件または制限が付されていない者は、別のスポンサー (規則 504 (b) 項 (2) (A) および (B) に定められた要件を満たしていなければならない) が、書式 3-R に記載されている指示に従い、同書式を NFA に提出すれば、当該新スポンサーの外務員としての登録を行うことができる。この書式 3-R には、各スポンサーが、当該外務員が現在いずれかの種別で外務員として登録されていること、および、当該外務員が法第 8 条 a (2) に基づき登録資格喪失を被らないことを確認した旨の、各スポンサーの署名のある証明書が含まれていなければならない。当該書式 3-R にはまた、各スポンサーが、当該外務員の監督責任に加え、次の各項に関連する当該外務員の行状について、共同で、および個別に、責任を負うという承認が含まれていなければならない。

(1) 顧客注文の勧誘および受託。

(2) 商品プールへの参加のための資金、有価証券または資産の勧誘。

(3) 顧客または見込み客の一任勘定の勧誘。

(4) レバレッジ取引のためのレバレッジ顧客注文の勧誘または受託。

(5) 当該スポンサーと、当該外務員の別のスポンサーの共通の顧客について、上記の勧誘または受託に従事する者の、当該外務員による監督。

- (b) 外務員は、NFA が本規則 (a) 項に従って提出された書式 3-R を NFA が受領し次第、新スポンサーの外務員として登録される。

- (c) 本規則 (a) 項および (b) 項の規定に従い、同時に複数のスポンサーと提携している者は、NFA からの通知を受領し次第、NFA がこの目的のために提供する指紋カード上の自らの指紋を、必要な他の情報とともに NFA に提出しなければならない。この提出は、当該外務員が本規則 (a) 項および (b) 項の要件に従って新スポンサーと提携した後、2 年ごとに、または NFA が適当とみなすより長い間隔で、行うことが義務づけられている。

- (d) ある者が、商品取引員または取次ぎブローカーと提携していて、商品ファンドに投資しようとしている顧客に対し、当該商品取引員または取次ぎブローカーが承認する (単数または複数の) 商品取引顧問のサービスを利用するよう指示しており、かつ、当該外務員が勧誘または受託したすべての顧客勘定が、当該外務員が提携している商品取引員により保持されているか、同取次ぎブローカーによって取り次がれているときは、当該の者は、当該商品取引員または取次ぎブローカーとのみ提携しているものとみなされ、当該商品取引顧問の外務員としても登録を行わなくてもよい。

- (e) 本規則の要件の適用免除を求める者は、CFTC 規則 3.12 に従い、CFTC に申立書を提出しなけ

ればならない。

[¶ 8208] 規則 208 業主の報告

- (a) 本規則に別途定められている場合を除き、ある者が、規則 204（「新業主」）に従って書式 7-R を提出した後、申請者または登録者の業主になったときは、当該申請者または登録者はその後 20 日以内に、自然人である各新業主について、この変更を示す書式 3-R と、書式 8-R を提出しなければならない。当該書式 8-R は、記載されている指示に従って当該自然人が記入し、NFA がこの目的のために提供する指紋カード上の当該自然人の指紋が添えられていなければならない。当該新業主が自然人でない場合には、書式 8-R と指紋カードは、当該新業主が登録者の当初の登録申請書に記載されていたとすれば、規則 204 (a) 項によって提出が義務づけられいた者によって提出されるものとする。ただし、最新の書式 8-R が NFA により保管されている自然人は、書式 8-R および指紋カードを提出する必要はない。
- (b) NFA は、本規則 (a) 項に従って提出された書式 3-R を受領した後、登録者に対し、当該新業主が法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) までに基づいて資格を剥奪される場合があること、および、NFA が規則 504 または 505 に従って、当該登録者が法第 8 条 a (2) (H) または第 8 条 a (3) (N) および第 8 条 a (4) に従って登録資格を剥奪される旨、および当該登録者の登録が法第 8 条 a (2) (H) または第 8 条 a (3) (N) および第 8 条 a (4) に従って取り消される場合がある旨の通知を発行した時には、当該登録者の登録が停止される場合があることを、通知する場合がある。当該登録者は、次の時点まで、継続的に登録を停止される。(1) 会員資格委員会またはその指定小委員会が、当該新業主が登録者の業主として行動するのに適していると思われると判断した時、または (2) 会長が、登録停止意図の通知撤回書を発行した時。ただし、いかなる場合にも、当該登録者の登録が本規則により 6 カ月を超えて停止されることはない。
- (c) 新業主が登録が必要である種別において当該登録者に所属する前に、当該新業主を記載した書式 3-R を当該登録者が提出した場合には、本規則 (b) 項の規定に従って NFA が発行する通知は、当該登録者の登録を停止するよう作用しないものとする。当該書式 3-R には、本規則 (a) 項に従って、書式 8-R と指紋カードが添えられていなければならない。当該新業主は、次の時点まで、当該登録者に所属することはできない。(1) NFA が当該登録者に対し、当該新業主が当該登録者の業主として行動するのに適していると思われるという旨の、書面による通知を行う時、または (2) 会員資格委員会またはその指定小委員会が、当該新業主が当該登録者の業主として行動するのに適していると思われると判断した時。

[¶ 8209] 規則 209 一定の事例における、指紋提出要件の代替物

- (a) 本規則により指紋カードの提出が義務づけられている者は、当該カードの代わりに、次の各号を提出するか、これが提出されるよう手配することができる。
- (1) 身分証明および適切な処理のために連邦捜査局に提出された指紋カードと、当該指紋カードに関連して連邦捜査局が利用できるようにした、各報告書、記録、および通知の、判読可能で、正確かつ完全な写し。ただし、当該身分証明または処理が、NFA に写しが提出される 90 日前までに、連邦捜査局によって満足に終了している場合に限る。または、

- (2) 当該の者のいずれかの種別での登録申請が、過去90日以内に承認された旨の供述書。ただし、当該の者が、当初の登録申請に関連して指紋カードの提出を求められなかった場合を除く。
- (b) 本規則(a)項(1)および(a)項(2)の規定に従って提出される写しおよび供述書は、それぞれ署名され、日付が記入されていなければならない。この署名は、当該の写しおよび供述書が正確かつ完全であることを、当該個人が証明するものである。
- (1) 外務員の指紋に関しては、当該の写しまたは供述書は、スポンサーである法人の役員、スポンサーであるパートナーシップのゼネラル・パートナー、またはスポンサーである個人事業主によって作成されなければならない。
- (2) 業主の指紋に関しては、当該の写しまたは供述書は、当該業主が所属している商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、またはレバレッジ契約マーチャントが法人であればその役員、パートナーシップであればそのゼネラル・パートナー、あるいは個人事業主であればその個人事業主によって作成されなければならない。
- (c) 当該法人の取締役であるが、役員または従業員ではない業主（以下「社外取締役」という）を持つ商品取引員、取次ぎブローカー、商品取引顧問、商品プール・オペレーター、またはレバレッジ契約マーチャントは、規則204(a)項(2)および規則208の規定に従って指紋カードを提出する代わりに、「CFTC規則3.21(c)に基づく通知書」をNFAに提出することができる。通知書に記載されている社外取締役に関して「CFTC規則3.21(c)に基づく通知書」を提出した企業は、記載されている指示に従って記入され、当該社外取締役によって作成された書式8-Rを、当該社外取締役に代わってNFAに提出しなければならない。本項に規定された適用免除は、当該社外取締役に指紋要件に限定され、本登録規則に基づく当該企業および当該社外取締役の他の義務または責任には影響を及ぼさない。それが適切である場合には、NFAは「CFTC規則3.21(c)に基づく通知書」に記載された社外取締役に関し、当該企業からの追加情報を求めることができる。
- (d) 規則801に従い、外務員としての申請者に代わって書式8-Rを提出する、スポンサーである登録者は、当該申請者について指紋カードを提出する代わりに、過去90日以内に当該申請者に代わって全米証券業協会に一般証券外務員としての登録申請書が提出されたこと、および、当該申請者の指紋を含む指紋カードが当該申請書に添付されていたことを、電子ファイルの送信により表示することができる。スポンサーである登録者は、この表示を含む電子ファイルを処理するようコンピュータに指示することにより、当該表示の正確性を証明する。

[¶ 8210] 規則210 申請情報における欠落、誤りまたは変更は、報告されなければならない。

- (a) 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問またはレバレッジ契約マーチャントとしての各申請者または登録者は、書式7-Rまたはその別表の中に、そこに含まれる情報が正確かつ最新でなくなるような欠落または誤りがあるときには、同書式に記載された指示に従い、速やかにこれを訂正しなければならない。この訂正はそれぞれ、書式3-Rにより行われ、同書式に記載された指示に従って作成および提出されなければならない。登録者が、当該登録者の組織の形態における変更を報告する目的で書式3-Rを提出するときには、

当該書式 3-R には、新たに形成された組織は以前に存在した組織の、法または法に基づく規則により発生するすべての義務を負うことを証明する、適切な署名者が署名した書状が添えられていなければならない。

- (b) 外務員としての各申請者または登録者、あるいは、登録者の各業主は、書式 8-R またはその追補供述書の中に、そこに含まれる情報が正確かつ最新でなくなるような欠落または誤りがあるときには、同書式に記載された指示に従い、速やかにこれを訂正しなければならない。この訂正はそれぞれ、書式 3-R により行われ、同書式に記載された指示に従って作成および提出されなければならない。

[¶ 8211] 規則 211 追補提出要件

NFA は、本登録規則の他の規定にかかわらず、申請者、登録者、または登録を義務づけられている者に対し、随時、書面により以下の通知を行うことができる。

- (a) (1) 真実であれば、法、法に基づく規則、および NFA 規則に従って登録される、または登録を維持するには不適格であるという判断に根拠を与える可能性がある情報が、NFA 職員の注目するところとなったという趣旨で、当該情報の内容を説明し、当該の者に対し、同通知に述べられた法定の資格剥奪の程度が軽減されるような証拠、および、当該の者が回復を終えていることを示す証拠の提供を要請するもの、または、
- (2) NFA が、登録者がその登録を維持するのに適格であるかどうかについて、通常の、または定期的な見直しを行ったという趣旨のもの、および、
- (b) 当該の者、または当該の者との関係に基づき本登録規則の要件に従って書式 8-R を提出することを義務づけられている個人は、通知を受領してから 5 日以内に、または、NFA が指定するより短い期間に、最新の書式 8-R を、記載されている指示に従って記入し、NFA に提出しなければならない、同書式 8-R には、NFA がこの目的のために提供した指紋カード上の当該個人の指紋が添えられていなければならないという趣旨のもの。
- (c) 本規則 (b) 項に従って要請された情報を提供しないことは、本登録規則に対する違反であり、それ自体、当該の者が登録される、あるいは登録を維持するには不適格であるという判断に根拠を与える。

[¶ 8212] 規則 212 1つの種別での登録は、他の種別での登録を包含しない。

- (a) 法または CFTC 規則、もしくは CFTC 命令に別途定められている場合を除き、各外務員、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、およびレバレッジ契約マーチャントは、法に基づき、それぞれの種別で登録を行わなければならない。法に基づく 1つの種別での登録は、他の種別での登録を包含しないものとする。
- (b) 法または CFTC 規則、もしくは CFTC 命令に定められている場合を除き、1つの種別での外務員としての登録は、他の種別での外務員としての登録を包含しないものとする。2つ以上の種別で登録されている登録者がスポンサーとなっている外務員は、当該登録者の外務員として行動するための登録は一度しか行う必要がなく、その各種別において、当該登録者の外務員とみなされる。

[¶ 8213] 規則 213 文書送付のための最新の住所

- (a) 書式 7-R または 書式 8-R、あるいは 書式 8-R の補足経歴書により提出された、各申請者、登録者、および業主の住所は、呼出状、苦情、賠償請求、仲裁要求、命令、召喚状、特別招請、情報の要請、通知、または他の文書または通信文を含む、当該申請者、登録者、および業主に対する CFTC または NFA からの文書送付のための住所とみなされる。ただし、NFA は、業主について、または業主に代わって提出された補足経歴書に関連する通信文を、当該業主が所属しているスポンサーに送付することができ、外務員の登録に関連する通信文を、当該外務員または申請者が提携しているスポンサーに送付することができる。
- (b) 各登録者は、登録されている間および登録が終了してから 2 年間、また各業主は、登録者に所属している間、および所属が終了してから 2 年間は、登録申請書または補足経歴書に記載された住所、あるいは CFTC または NFA からの文書受け取りのために NFA に提出した他の住所に変更が生じた場合には、これを書面により NFA に通知しなければならない。住所変更を書面により NFA に通知しなかったことが原因で、NFA に提出されている最新の住所に送付された文書に対して必要な応答を行わなかった場合には、その結果、不履行および申し立てのあった金銭的損害の裁定命令、もしくは、CFTC 規則第 12 部に基づく賠償手続きを含む、NFA または CFTC の手続きにおける他の適当な命令が発せられる場合がある。

[¶ 8214] 規則 214 外務員の登録および業主の所属の終了

- (a) ある者がスポンサーの外務員またはスポンサーに所属する業主となることを許可されることを目的として、当該の者により、または当該の者に代わって、書式 8-R または 書式 3-R が提出された後は、当該スポンサーは次の各号のいずれかが発生した後、20 日以内に NFA にこれを通知しなければならない。
 - (1) 当該の者が外務員として当該スポンサーと提携しない、または、業主として当該スポンサーに所属しないこと、およびその理由。
 - (2) 外務員としての当該スポンサーとの提携または業主としての当該スポンサーへの所属が終了したこと、およびその理由。
- (b) 本規則 (a) 項により義務づけられる通知は、書式 8-T または証券業者登録の統一終了通知書により行わなければならない。当該スポンサーはこれと同時に、提携の終了した者に写しを提供しなければならない。当該通知が規則 801 に従って電子ファイルによって提出される場合は、当該スポンサーは提携の終了した者に対し電子ファイルにより提出された情報の複写物を提供してもよい。
- (c) 本規則 (a) 項により義務づけられる通知が、通知を必要とする事象が発生してから 20 日を超えて提出される場合には、当該通知には、規則 203 (a) 項 (10) に規定された手数料が添えられるものとする。

第300部 仮免許

[¶ 8301] 規則301 外務員の仮免許

(a) 資格

NFAは、本登録規則の他の規定にかかわらず、また、本規則の条件に従い、次の各号が同時に提出され次第、外務員としての登録申請者に対して仮免許を交付することができる。

- (1) 正しく記入された書式8-Rで、懲罰歴の部分に、当該申請者が法第8条a(2)から第8条a(4)に従って資格を剥奪される場合があることを示す、「yes」という回答が全くないもの。
- (2) NFAがこの目的のために提供する指紋カード上の、当該申請者の指紋。
- (3) 規則206(a)項(2)によって義務づけられるスポンサー証明書。
- (4) 当該申請者が、本登録規則第400部に定められた、適切な技能要件を満たしたことを示す、十分な証拠。
- (5) 規則203(a)項(1)によって義務づけられる登録手数料。

(b) 外務員の登録の移転による仮免許

- (1) 本規則(b)項(4)および規則207に別途定められている場合を除き、過去60日以内に外務員としての登録が終了しており、新たなスポンサーと提携する者は、記載されている指示に従って記入され、次の各号を述べた、当該新スポンサーからの証明書を含む書式8-RをNFAに郵送し次第、当該スポンサーの外務員として仮免許の交付を受けることができる(本規則(b)項(3)に定められた状況を除く)。

- (A) 当該の者が、当該スポンサーにより雇用または他の方法で使用されていること。
- (B) 当該の者のいずれかの種別での外務員としての登録が、停止または取り消しされていないこと。
- (C) 当該の者が、本(b)項に従って登録される、または仮免許の交付を受ける資格を有していること。
- (D) 当該の者の登録申請書の懲罰歴の部分に、「yes」という回答が全く含まれていないか、以前にいずれかの種別の登録を申請し、これが承認されている場合、同申請に関連して既に開示されている事項、または、同申請の訂正の中で、30日以上前に開示された事項から発生したものを除けば、含まれていないこと。
- (E) 当該の者に対し、(i) 法第6条(c)、第6条(d)、第6条c、第6条d、第8条aまたは第9条、(ii) CFTC規則3.55または3.60、もしくは(iii) NFA規則または取引所規則に基づいて、訴訟手続きが係属中であるかどうか。あるいは、過去12カ月以内に、CFTCまたはNFAが、CFTC規則3.51または本登録規則第500部に定められた手続きを実施した後に、当該の者のいずれかの種別での登録申請の取り消しを許可したかどうか、および、これを許可した場合、当該スポンサーが、これに関連する手続き開始の通知書の写しを与えられたこと。
- (F) 当該登録申請者が、本規則(b)項(1)(E)に従って、同項に述べられている訴訟手続きが当人に対して係属中であること、または、同項に述べられているようにCFTCま

たはNFAが登録申請の取り消しが許可されたことを証明した場合に、当該新スポンサーが、手続き開始の通知書の写しを受領したこと。

- (2) 本規則 (b) 項 (1) (A) および (F) により義務づけられる証明書は、スポンサーである法人の役員、スポンサーであるパートナーシップのゼネラル・パートナー、またはスポンサーである個人事業主によって署名され、日付が記入されていなければならない。本規則 (b) 項 (1) (B) から (E) までにより義務づけられる証明書は、外務員としての登録申請者によって署名され、日付が記入されていなければならない。
- (3) 申請者は、本 (b) 項に従って、正しく記入された書式 8-R を郵送しても、当該書式に次の各号が添えられていなければ、仮免許を交付されない。(i) NFA がこの目的のために提供した指紋カード上の、当該申請者の指紋。(ii) 規則 401 により義務づけられる技能証明書が、当該申請者の外務員としての以前の登録申請において求められた場合、同証明書。(iii) 規則 203 (a) 項 (1) によって義務づけられる登録手数料。および、適切な場合には、(iv) 以前のスポンサーが同意した条件と同一の条件を含む、当該新スポンサー (CFTC 規則 3.60 (b) (2) (i) (A) および (B) に定められた要件を満たしていなければならない) により署名された、追補スポンサー証明書。
- (4) 規則 301 (c) 項、(d) 項、および (e) 項の規定に基づき、外務員としての以前の登録に条件または制限が付随しており、以前のスポンサーの登録が取り消しまたは撤回されたために、過去 60 日以内に登録が終了しており、かつ、新たなスポンサー (規則 504 (b) 項 (2) (A) および (B) に定められた要件を満たしていなければならない) と提携する者は、当該新スポンサーが次の各号を NFA に郵送し次第、仮免許が交付される。(i) 規則 206 (b) 項により義務づけられる証明書。(ii) 当初のスポンサーが同意した条件と同一の条件を含む、署名された追補スポンサー証明書。

(c) 活動の制限

- (1) 仮免許が交付された旨の通知書を受け取った、外務員としての登録申請者は、すべての CFTC 規則、命令、およびすべての NFA 要件に従い、外務員の種別で行動することができる。
- (2) 仮免許の交付を受けた、外務員としての登録申請者は、登録が承認されるまで、本規則 (a) 項 (3) に定められた追補スポンサー証明書を提出した登録者以外の登録者を、スポンサーとしてはならない。

(d) 仮免許の終了

- (1) 仮免許は、次に掲げる時点で終了する。
 - (A) 当該申請者が、法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) に基づき登録資格を剥奪される場合がある旨の通知を、NFA が規則 504 または 505 に従って当該申請者に送達してから 5 日後。または、
 - (B) 当該申請者の、本規則 (a) 項 (3) に定められた追補スポンサー証明書を提出した登録者との提携が終了した時。または、
 - (C) 申請者のスポンサーまたは申請者が、申請情報の説明を求める NFA の要請に答えないか、規則 203 (a) 項 (1) に基づく必要手数料を支払わない、あるいは、NFA の要請に従って指紋の再提出を行わない時。または、

- (D) 当該申請者のスポンサーの登録が取り消しまたは撤回された時。または、
- (E) 当該申請者のスポンサーに対し、次の趣旨の通知が行われた時。(i) 当該申請者が、CFTC 規則 180 に従って行われた仲裁手続きにおける裁定を、NFA 仲裁規約第 10 条 (g) に定められた遵守期間、あるいは、契約市場または他の適切な仲裁の場の規則に定められた、これに相当する遵守期間内に、遵守しなかったこと。(ii) 当該申請者が、法第 14 条 (f) により許可された期間内に、賠償命令の全額を支払わなかったこと。(iii) 当該申請者が、法第 6 条 (e) および第 6 条 b により許可された期間内に、民事罰金の支払命令を遵守しなかったこと。(iv) 当該申請者が、書式 8-R の第 14 号から第 18 号までに対する回答として、適切な懲罰歴情報を開示しなかったこと。または、(v) 当該申請者の書式 8-R における、第 14 号から第 18 号までに対しての、肯定の回答につながるような事象が発生したこと。

(2) 当該申請者は仮免許が終了し次第、CFTC への外務員としての登録を必要とする活動に従事してはならない。

(e) 登録および会員資格との関係

- (1) 仮免許は、登録とはみなされず、当該登録の権利を付与しないものとする。
- (2) 仮免許の交付は、NFA の提携者資格の付与をもたらすものとする。
- (3) 仮免許の終了は、内規 301 (h) (i) に定められた NFA の会員資格に影響を及ぼす。
- (4) 仮免許は、終了していない限り、次のうち早い方の時点で、CFTC への登録となる。
 - (A) 当該申請者に、外務員としての登録の資格があると NFA が判断した時。
 - (B) NFA が規則 504 または 505 に従い、当該申請者が法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) までに基づいて登録資格を剥奪される場合がある旨の通知を発行していない場合に、仮免許の交付から 6 カ月が経過した時。

(f) 記録保持

当該スポンサーは、CFTC 規則 1.31 に従い、本規則により義務づけられる証明書を裏付けるために必要な記録を保持しなければならない。

[¶ 8302] 規則 302 保証取次ぎブローカーの仮免許

(a) 資格

NFA は、本登録規則他の規定にかかわらず、また、本規則の条件に従い、次の各号が同時に提出され次第、取次ぎブローカーとしての登録申請者に対して仮免許を交付することができる。

- (1) CFTC 規則 1.10 (j) (2) に従って、保証契約締結の資格を持つ商品取引員からの、正しく記入された保証契約。
- (2) 正しく記入された書式 7-R で、懲罰歴の部分に、当該申請者が法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) に従って資格を剥奪される場合があることを示す、「yes」の回答が全くないもの。
- (3) 正しく記入された、書式 7-R の別表 A。
- (4) 業主または支店長であるすべての者について、正しく記入された書式 8-R で、懲罰歴

の部分に、当該申請者が法第8条a(2)から第8条a(4)に従って資格を剥奪される場合があることを示す、「yes」の回答が全く含まれていないか、以前にいずれかの種別の登録を申請し、これが承認されている場合、同申請に関連して既に開示されている事項、または、同申請の訂正の中で、30日以上前に開示された事項から発生したものを除けば、含まれていないもの。

- (5) 本規則(a)項(1)により義務づけられる保証契約をもたらす、署名および日付のある商品取引員からの証明書で、保証者である法人の最高経営責任者または最高財務責任者、保証者であるパートナーシップのゼネラル・パートナー、あるいは、保証者である個人事業主によって署名されており、次の趣旨を述べたもの。

(A) 当該商品取引員が、本規則(a)項(4)に従って提出されるすべての書式8-Rに記載された、過去3年間の学歴および職歴に関連する情報を確認したこと。

(B) 申請者が書式7-Rおよび8-R上で提供した、公的に入手可能な情報は、当該商品取引員の持つ知識、情報および信念の及ぶ限りでは、すべて正確かつ完全であること。

- (6) NFAがこの目的のために提供した指紋カード上の、当該申請者が個人事業主である場合には当該申請者の指紋、および、業主が最新の書式8-RをCFTCまたはNFAに提出しておらず、当該業主が他の規定により当該申請者の外務員として登録することを義務づけられていない場合、当該申請者の各業主(各支店長を含む)の、判読可能な指紋。

- (7) 外務員としての登録を必要とする種別で行動しているすべての支店長およびすべての業主が、規則401に定められた適切な技能要件を満たしていることを証明するもの。

- (8) 規則203(a)項(3)により義務づけられる登録手数料。および、

- (9) 取次ぎブローカーとして登録され、NFAの会員となるために必要な、正しく記入された他のすべての書式および文書。

本規則(a)項(1)に関連して提出される保証契約は、仮免許が交付され次第、有効となるものとする。

(b) 条件付き仮免許の交付手続き

当該申請者の保証取次ぎブローカーとしての登録が、条件または制限を伴っており、過去60日以内に終了している場合には、当該申請者は、規則302(a)項(1)から(9)までにより義務づけられる書類と、以前の保証者だった商品取引員が同意した条件と同一の条件を含む、新たな保証者である商品取引員(規則504(b)項(2)(A)に定められた要件を満たしていなければならない)により署名された追補保証者証明書をNFAに郵送し次第、新たな保証者である商品取引員の取次ぎブローカーとして、条件付き仮免許の交付を受けることができる。

(c) 活動の制限

- (1) 仮免許が交付された旨の通知書を受け取った、取次ぎブローカーとしての登録申請者は、すべてのCFTC規則、命令、およびすべてのNFA要件に従い、取次ぎブローカーの種別で行動することができる。

- (2) 仮免許の交付を受けた、取次ぎブローカーとしての登録申請者は、次の各号をNFAに提出すれば、本規則(a)項(1)に述べた当初の保証契約を提供した商品取引員以外の商

品取引員から、保証を受けることができる。(i) 当初の保証契約の終了通知書。(ii) 正しく記入され、当初の保証契約の最終有効日の翌日に発効する、新たな保証契約（書式 1－FR パート B）。上記の通知書および新保証契約は、当初の保証契約が終了する 10 日前までに、または、十分な理由が示されることにより、NFA が NFA 財務要件第 9 条および CFTC 規則 1.10 (j) (4) (ii) または (j) (5) に従って許可する別の期限内に、提出されなければならない。

（d）仮免許の終了

（1）仮免許は、次に掲げる時点で終了する。

- （A）当該申請者が、法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) に基づき登録資格を剥奪される場合がある旨の通知を、NFA が規則 504 または 505 に従って当該申請者に送達してから 5 日後。または、
- （B）保証者である商品取引員の登録が取り消しまたは撤回された時。または、
- （C）NFA 財務要件第 9 条および CFTC 規則 1.10 (j) (4) (ii) および (j) (5) に従って、当該申請者の保証契約が終了した時。ただし、本規則 (c) 項 (2) に従って、新たな保証契約が提出されていない場合。
- （D）申請者が、申請情報の説明を求める NFA の要請に答えないか、規則 203 (a) 項 (3) に基づく必要手数料を支払わない、または、NFA の要請に従って指紋の再提出を行わない時。または、
- （E）当該申請者の登録申請書に、業主として記載されておらず、同申請書に記載されていたならば当該申請者に当該仮免許が交付されなかったという者が、当該申請者の業主になる時。または、
- （F）当該申請者の保証者である商品取引員に対し、次の趣旨の通知が行われた時。(i) 当該申請者が、CFTC 規則 180 に従ってとられた仲裁手続きにおける裁定を、NFA 仲裁規約第 10 条 (g) に定められた遵守期間、または、契約市場または他の適切な仲裁の場の規則に定められた、これに相当する遵守期間内に、遵守しなかったこと。(ii) 当該申請者が、法第 14 条 (f) により許可された期間内に、賠償命令の全額を支払わなかったこと。(iii) 当該申請者が、法第 6 条 (d) および第 6 条 b により許可された期間内に、民事罰金の支払命令を遵守しなかったこと。(iv) 当該申請者が、書式 7－R の第 11 号から第 15 号までに対する回答として、適切な懲罰歴情報を開示しなかったこと。または、(v) 当該申請者の書式 7－R における、第 11 号から第 15 号までに対しての、肯定の回答につながるような事象が発生したこと。

（2）当該申請者は仮免許が終了し次第、CFTC への取次ぎブローカーとしての登録を必要とする活動に従事してはならない。

（e）登録および会員資格との関係

- （1）仮免許は、登録とはみなされず、当該登録の権利を付与しないものとする。
- （2）仮免許の交付は、NFA の提携者資格の付与をもたらすものとする。
- （3）仮免許の終了は、内規 301 (h) (i) に定められた NFA の会員資格に影響を及ぼす。

(4) 仮免許は、終了していない限り、次のうち早い方の時点で、CFTC への登録となる。

(A) 当該申請者に、取次ぎブローカーとしての登録の資格があると NFA が判断した時。

(B) NFA が規則 504 または 505 に従い、当該申請者が法第 8 条 a (2) から第 8 条 a (4) までに基づいて登録資格を剥奪される場合がある旨の通知を発行していない場合に、仮免許の交付から 6 カ月が経過した時。

(f) 記録保持

保証者である商品取引員は、CFTC 規則 1.31 に従い、本規則により義務づけられる証明書を裏付けるために必要な記録を保持しなければならない。

第400部 技能要件

〔Ⅱ 8401〕 規則401 資格試験要件

(a) 本登録規則の他の箇所に定められている場合を除き、法に基づき、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、レバレッジ契約マーチャント、または上記のいずれかの外務員として、NFAに登録を申請する個人、または、NFA内規301(b)項に従って、提携者としてNFAに登録を申請する個人は、次の条件を満たさない限り、登録されず、仮免許を交付されず、NFAの提携者ともならないものとする。

(1) 当該申請者が、NFAが申請書を受領した日からさかのぼって2年以内に、全国商品先物試験を受け、これに合格したことを示す十分な証拠を、NFAが受領すること。または、

(2) 当該申請者が、NFAが申請書を受領した日の直前の2年間のいずれかの時点で、法に基づき、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、レバレッジ契約マーチャント、または上記のいずれかの外務員として、正式に登録されていたこと。

(b) 規則401(a)項の規定にかかわらず、外務員としての登録を申請する者は、法に基づき登録申請書に包含されるものとみなされる、当該申請者と当該申請者の両方の署名があり、次の各号の趣旨を述べた証明書を、NFAに提供することにより、本規則の技能要件を満たすことができる。

(1) 当該申請者が現在、全米証券業協会に一般証券外務員として登録されていること。および、

(2) 当該申請者の活動が、CFTCによる規制の下で、一般証券外務員としての活動に付随するものとして、本規則に定められた技能要件を満たしている外務員に顧客を差し向けることに限られており、今後も引き続きそうであること。または、上記のように活動が制限されている者の監督であること。および、

(3) 当該申請者のスポンサーが、当該申請者による、上に定められた当該申請者の活動に対する制限の遵守を、当該スポンサーが監督しなければならないこと、および、当該申請者が同制限を遵守しない場合には、これが、他の事項とともに、NFA遵守規則2-9への違反についての、当該スポンサーに対するNFAの懲罰決議を引き起こす場合があることを、理解していること。および、

(4) 当該申請者および当該申請者のスポンサーが、本規則により義務づけられる証明書を含み、登録申請書のいずれかの部分において、重大な虚偽のある、または誤解を招く陳述を故意に行った場合には、これが登録の拒否、停止または取り消しと、刑事訴追を引き起こすことを、理解していること。

(5) 本規則に定められた制限は、当該申請者または当該申請者のスポンサーが、全国商品先物試験を受け、これに合格したことを示す十分な証拠をNFAに提出するまで、引き続き有効であるものとする。

(c) 規則401(a)項の規定にかかわらず、外務員としての登録を申請する者は、先物ファンド試験を受け、これに合格したことを示す十分な証拠をNFAに提供すること、および、法に基づき登録申請書に包含されるものとみなされる、当該申請者と当該申請者の両方の署名があり、次の各号の趣旨を述べた証明書を、NFAに提供することにより、本規則の技能要件を満たすことができる。

(1) 当該申請者が現在、全米証券業協会に一般証券外務員として登録されていること。および、

(2) 当該申請者が全国商品先物試験を受け、これに合格したことを示す十分な証拠をNFAに提出

するまでは、当該申請者の活動が、CFTCによる規制の下で、商品プールに参加するための資金、有価証券または資産を勧誘すること、登録されている商品取引顧問により運用される一任勘定を開設するよう顧客を勧誘すること、または、上記のように活動が制限されている者を監督することに限られており、今後もそうであること。

- (3) 当該申請者のスポンサーが、当該申請者による、上に定められた当該申請者の活動に対する制限の遵守を、当該スポンサーが監督しなければならないこと、および、当該申請者が同制限を遵守しない場合には、これが、他の事項とともに、NFA 遵守規則 2-9 への違反についての、当該スポンサーに対する NFA の懲罰決議を引き起こす場合があることを、理解していること。および、
- (4) 当該申請者および当該申請者のスポンサーが、本規則により義務づけられる証明書を含む、登録申請書のいずれかの部分において、重大な虚偽のある、または誤解を招く陳述を故意に行った場合には、これが登録の拒否、停止または取り消しと、刑事訴追を引き起こすことを、理解していること。
- (5) 本規則に定められた制限は、当該申請者または当該申請者のスポンサーが、全国商品先物試験を受け、これに合格したことを示す十分な証拠を NFA に提出するまで、引き続き有効であるものとする。

(d) 規則 401 (a) の規定にかかわらず、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、レバレッジ契約マーチャント、または、以上のいずれかの外務員として登録を申請する者、または、NFA 内規 301 (b) 項に従って、提携者として NFA に登録を申請する者は、次の各号を示す十分な証拠を NFA に提供することにより、本規則の技能要件を満たすことができる。

- (1) 当該申請者が、英国の証券・先物局に、一般外務員または先物・オプション外務員として現在登録されている、または、過去 2 年以内に登録されていたこと。および、
- (2) 当該申請者が、証券・先物局の先物・オプション試験を受け、これに合格したこと。および、
- (3) 当該申請者が、NFA が当該申請書を受領した日からさかのぼって 2 年以内に、全国商品先物試験の中の規制に関する部分を受け、これに合格したこと。

[¶ 8402] 規則 402 試験要件の放棄

法令遵守担当副会長は、理事会の承認する状況下においては、規則 401 の要件を放棄することができる。法令遵守担当副会長によるこの決定は、最終的なものとする。

[解釈通達 (¶ 9018 および ¶ 9022) 参照]

第500部 登録の拒否、条件付け、停止、制限および取り消しの手続き

[¶ 8501] 規則501 登録の拒否、条件付け、停止、制限および取り消しの権限

- (a) 商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、レバレッジ契約マーチャントおよび外務員の登録 NFAは、法に定められた適格基準に基づき、商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、商品取引顧問、レバレッジ契約マーチャント、または、以上のいずれかの外務員として登録を申請する者の登録を拒否するか、条件を付けて登録する、または、上記の種別での登録者の登録を停止、制限、または取り消しすることができる。登録の拒否、取り消し、条件づけ、停止または制限を行う暫定命令または最終命令は、会員資格委員会または指定小委員会が、本登録規則第500部に定められた手続きに従って発するものとする。この指定小委員会は、会員資格委員会の委員3名により構成されるものとする。会長が会員資格委員会または指定小委員会に付託した事案においては、会員資格委員会または指定小委員会が最終裁定を下すまで、登録が承認されないものとする。会員資格委員会または指定小委員会の委員は、当該委員または当該委員の関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、登録事案の見直しおよび登録行為への参加のどちらも行わないものとする。
- (b) フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーの登録 NFAは、法に定められた適格基準に基づき、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとして登録を申請する者の登録を拒否するか、条件を付けて登録する、または、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとしての登録者の登録を停止、制限、または取り消しすることができる。フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとしての登録の拒否、取り消し、条件付け、停止または制限を行う暫定命令または最終命令は、会員資格委員会または指定小委員会が、本登録規則第500部に定められた手続きに従って発するものとする。この指定小委員会は、最低3名の委員によって構成され、その過半数は会員資格委員会の委員、残りは、NFAの理事会が当該小委員会の委員となることを承認した、登録フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとする。会長が会員資格委員会または指定小委員会に付託した事案においては、会員資格委員会または指定小委員会が最終裁定を下すまで、登録が承認されないものとする。会員資格委員会または指定小委員会の委員は、当該委員または当該委員の関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、登録事案の見直しおよび登録行為への参加のどちらも行わないものとする。

[¶ 8502] 規則502 総則

(a) 送達

- (1) 登録の拒否、条件付け、停止、制限または取り消しの手続きの目的においては、申請者または登録者への送達は、当該申請者または登録者の最新の登録申請書またはその補足書類に示された住所に正しく宛てて、配達証明郵便により郵送するか、一般的に認知された翌日配達サービスに引き渡すか、またはメッセージ・サービスに引き渡せば、十分である。送達は、郵送、

一般的に認知されている翌日配達サービスへの引き渡し、または、メッセージ・サービスへの引き渡しの時点で完了する。当事者が郵便により送達を行う場合には、送達を受けた者がこれに対して回答を行うことができる期限が、3日間延長されるものとする。

- (2) 本規則 (a) 項 (1) に従って送達される通知の写しは、次の者にも送達されるものとする。
- (A) 当該申請者または登録者が、外務員として登録されているか、登録を申請している個人である場合、当該申請者または登録者のスポンサー、および当該スポンサーに保証者がいれば、当該保証者。または、
 - (B) 取次ぎブローカーとして登録を申請している、または登録されている、申請者または登録者と、CFTC 規則 1.10 (j) に従って保証契約を締結した商品取引員。または、
 - (C) 当該申請者または登録者が、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとして登録されているか、登録を申請している個人である場合、取引特権を承認したか、その申請を検討中である契約市場。
- (3) 本第500部に従って、申請者または登録者から NFA に送達される書類は、全国先物協会の法定摘記部（所在地：200 West Madison Steet, Chicago, Illinois 60606）が実際にこれを受領するまでは、送達または提出されたものとはみなされない。
- (b) 提出期限の延長
- (1) 法律または本規則に別途定められている場合を除き、本第500部の規則に定められた手続きを任せ、これが未決である会員資格委員会または指定小委員会は、十分な理由が示されれば、随時、自らの発意または当事者の発意により、同規則に定められた書類の提出期限を延長または短縮することができる。何らかの事案について行われるべき行為について、期限が定められていない事例においては、会員資格委員会または指定小委員会は、当該行為の期限を定めることができる。
- (2) 異常な状況がなければ、ある行為について定められた期限が、期限を定めている命令または規則の日付から7日を超えている事例においては、期限延長の要請は、期限の少なくとも5日前までに提出するものとし、期限延長が必要な理由を説明するものとする。
- (c) 第8条 a (2) (E) による資格剥奪 NFA は、法第8条 a (2) (E) に定められた法定の資格剥奪に基づく手続きを、上級者責任が、申請者または登録者が同資格剥奪を受ける唯一の根拠である場合には、開始しない。

[¶ 8503] 規則 503 登録申請の撤回

- (a) いずれかの種別での登録申請者が、法第8条 a (2)、第8条 a (3) または第8条 a (4) に基づいて登録資格を剥奪される可能性があるという情報が、NFA の注目するところとなったときには、法令遵守担当副会長または同副会長により指名された者は、当該申請者が受ける可能性のある法定資格剥奪を具体的に説明し、次の趣旨を述べた通知書を、当該申請者に送達することができる。
- (1) 当該情報が、もし真実であれば、当該申請者の登録が拒否される根拠となること。
 - (2) 当該申請者が自主的に申請を撤回しなければ、本登録規則第500部に定められた拒否手続きの開始が必要となる可能性があること。

(3) 当該申請者が、自らの申請がさらに検討されることを希望する旨を書面により確認しなければ、当該申請者の申請は撤回されたものとみなされること。

(b) 当該申請者は、本規則 (a) 項 (3) に述べられた確認書を、NFA からの通知書が送達された日から 20 日以内に、NFA の法定摘記部に送達しなければならない。

[¶ 8504] 規則 504 フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーを除く、法第 8 条 a (3) および第 8 条 a (4) に基づき登録資格を剥奪される申請者および登録者、および、フロア・ブローカーおよびフロア・トレーダーを除く、法第 8 条 a (2) に基づき登録資格を剥奪される申請者を支配する手続き

(a) 第 8 条 a (2)、第 8 条 a (3)、または第 8 条 a (4) による資格剥奪を受ける申請者、および、第 8 条 a (3)、第 8 条 a (4) による資格剥奪を受ける登録者

(1) 資格剥奪意図の通知書 NFA の会長は、NFA が入手した情報に基づき、いずれかの種別で登録されている、または登録を申請している者に対し、随時、次の内容を述べた資格剥奪意図の通知を送達することができる。

(A) NFA は、当該申請者または登録者が、法第 8 条 a (2)、第 8 条 a (3)、または第 8 条 a (4) に定められた、単数または複数の法定資格剥奪を受けると主張するとともに、これを証明する用意があること。

(B) 当該通知書に述べられている主張は、もし真実であれば、登録の拒否、条件付け、停止、制限または取り消しの根拠となること（当該通知書が登録の条件付けまたは制限を提案している場合には、提案した条件付けまたは制限を具体的に説明するものとする）。

(C) 当該申請者または登録者は、本規則 (a) 項 (2) に定められた種類の書面による証拠を、会員資格委員会または指定小委員会に検討させる権利があること。当該通知書は、当該申請者または登録者に対し、本規則に従って文書が提出されなかった場合にとられる手続きを、通知するものとする。

(D) 登録申請者が仮免許を交付されている場合には、当該仮免許は、当該通知書が当該申請者に送達されてから 5 日後に終了すること。

(2) 資格剥奪意図の通知書に対する回答書

(A) 法第 8 条 a (2)、第 8 条 a (3)、または第 8 条 a (4) に定められた登録資格剥奪を主張する資格剥奪意図の通知書に対する回答として、当該申請者または登録者は、次のいずれかに関連する証拠を含む、当該法定資格剥奪をもたらす主張の正確性について異議を申し立てる回答書を提出することができる。

(i) 当該申請者または登録者の身元。

(ii) 法定資格剥奪を立証する記録における誤記の存在。

(iii) 法定資格剥奪の性質または日付。

(iv) 有罪宣告の記録の、有罪宣告後の修正。

(v) 上訴の有利な結果。

(B) 当該申請者または登録者は、回答書において申し立てた異議のそれぞれの性質を述べ、またそれぞれの異議に不可欠な事実を供述書を提出するものとする。当該申請者または登

録者は、外務員または取次ぎブローカー、あるいはそのいずれかの種別での登録申請者でない場合には、回答書の中で、資格剥奪意図の通知書に述べられた主張の正確性にかかわりなく、自らの登録が、公衆に対して重大な危険を与えないことを示す意志があるかどうか、述べるものとする。当該の者が、外務員または取次ぎブローカー、あるいはそのいずれかの種別での登録申請者である場合には、資格剥奪意図の通知書に述べられた主張の正確性にかかわりなく、自らの完全な、条件付きの、または制限付きの登録が、公衆に対して重大な危険を与えないことを示す意志があるかどうか、述べるものとする。当該外務員、取次ぎブローカー、またはそのいずれかの種別での登録者に、これを示す意志があるときには、当該の者は、そのスポンサーまたは保証者を拘束する権限を持つ役員またはゼネラル・パートナーの署名のある書状も提出しなければならない。この書状は、当該スポンサーが追補スポンサー証明書に、あるいは当該保証者が追補保証者証明書に署名すること、および、会員資格委員会または指定小委員会が当該申請者または登録者に課す可能性のある条件または制限の遵守を監督することに同意する旨も述べていなければならない。ただし、当該スポンサーまたは保証者に関して、次の条件が満たされている場合に限る。

- (i) (a) 法第6条 (b)、第6条 (c)、第6条 c、第6条 d、第8条 a または第9条の規定に従い、CFTC により行われる、もしくは、(b) NFA 遵守規則または本登録規則に従い、NFA により行われる裁定手続きが係属中ではなく、当該スポンサーまたは保証者が、NFA が課す、あるいは当該スポンサーまたは保証者が同意する特別監督義務を負っていないこと。および、
 - (ii) 商品取引員またはレバレッジ契約マーチャントであるスポンサーの場合には、当該スポンサーが、NFA 財務要件第6条または CFTC 規則 31.7 (b) のそれぞれの報告要件の対象でないこと。
- (3) 回答書の提出期限 資格剥奪意図の通知書に対する回答書は、当該通知書が当該申請者または登録者に送達された日から 30 日以内に、NFA の法定摘記部に送達されなければならない。この回答書には、規則 203 (a) 項 (11) により義務づけられる資格剥奪手数料が添えられていなければならない。
- (4) 申請者または登録者の、資格剥奪意図の通知書に対する義務不履行 当該申請者または登録者が、資格剥奪意図の通知書に対して期限までに回答書を提出しなかったときには、当該申請者または登録者は、当該回答書を提出する権利を放棄したものとみなされ、資格剥奪意図の通知書に述べられた事実は、当該申請者または登録者が法第8条 a (2)、第8条 a (3)、または第8条 a (4) に基づき登録資格を剥奪されるかどうかを判定する目的において、真実であるとみなされるものとする。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達が規則 502 に従って正しく行われたことを認定し次第、当該登録の拒否、条件付け、停止、制限または取り消しを行う最終命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、および、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。

(5) 規則504 (a) 項 (2) (B) に基づく追加提出 当該申請者または登録者は、資格剥奪意図の通知書に対する回答書の中で、本規則 (a) 項 (2) (B) に述べられた表示を行う意志があると述べているときは、当該回答書を提出してから15日以内に、当該表示に不可欠な事実を裏付ける証言をさせることを意図する各証人の身元を明らかにし、その証言を要約する、当該申請者または登録者、またはその弁護士による供述書を含む提出物を、NFAの法定摘記部に提出するものとする。この提出物にはまた、当該申請者または登録者が、自らの表示に不可欠な事実を裏付けるために提出を意図する、すべての文書の写しが含まれていなければならない。当該申請者または登録者は、本規則 (a) 項 (2) (B) に従って表示を行うにあたり、次のものを提出することができる。

(A) 資格剥奪の原因となる行為をめぐる、事実および環境に関する軽減証拠。

(B) 資格剥奪の原因となる行為以後、これが回復したことを示す証拠。

(C) 当該の者が外務員、取次ぎブローカー、またはそのいずれかの種別での登録申請者である場合、当該申請者または登録者の登録は、当該申請者または登録者による将来の不正行為を発見し、そのような将来の不正行為により発生する害から公衆を守る可能性の高い条件または制限案を含む、監督管理を受けることを示す証拠。

(6) NFAの回答 法令遵守担当副会長は、当該申請者または登録者が資格剥奪意図の通知書に対する回答書の写しをNFAに提出した日(本規則 (a) 項 (5) に従って追加提出が行われない場合)か、当該申請者または登録者が本規則 (a) 項 (5) に従って追加提出する提出物の写しをNFAに提出した日の、いずれか遅い方の日から60日以内に、これに対する回答書を作成し、同回答書の写しを当該申請者または登録者に送達するものとする。この回答書には、次のいずれかが含まれるものとする。

(A) 当該申請者または登録者の回答書、追加提出物があれば同提出物、および、回答書に添付された他の資料に基づき、判定を行うべき重大な事実の真の争点が存在しない旨、および、当該登録は拒否または取り消されるべき旨を述べた、略式判決の申し立て。または、

(B) 当該申請者または登録者の回答書、および、追加提出物があれば同提出物によりもたらされ、NFAが重大かつ議論が分かるとみなす、事実に基づく争点の説明。この回答にはまた、NFAが自らの主要な証拠として証言させることを意図する各証人の身元と、予想される証言の概要、および、NFAが当該聴聞会において提出を意図する、すべての書類の写しが含まれるものとする。

(7) 口頭聴聞 会員資格委員会または指定小委員会は、NFAが本規則 (a) 項 (6) に従って、当該申請者または登録者の回答書、および追加提出物があれば同提出物に対して、自らの回答書を提出した日から60日以内に、次の行為を行うものとする。

(A) 会員資格委員会または指定小委員会が、略式判決の申し立てに基づき、当事者が、法定での判決を受ける権利を有すると判定した場合には、当該申請者または登録者の登録を承認、拒否、停止または取り消しする、あるいは資格剥奪意図の通知書を撤回する命令を発する(この命令は、規則507 (a) 項および (b) 項に定められた基準に従って発せられるものとする)。または、

(B) 略式判決の申し立てが提出されない場合、あるいは、同申し立てが却下された場合には、

当事者に対し、聴聞会の日時および場所を通知する。当該聴聞会においては、当事者が自らの主要な証拠とすることができるのは、十分な理由が示された場合を除き、以前の提出物に記載された証人および書類の提出に限定されるものとする。

- (8) 命令 会員資格委員会または指定小委員会は、聴聞会の終了後、当該申請者が、自らの登録の否定または条件付けが行われるべきでないことを示したかどうか、あるいは、当該登録者が、自らの登録が停止、制限または撤回されるべきではないことを示したかどうかに関して判定を下し、これに応じて、規則507 (a) 項および (b) 項に定められた基準に従って命令を発するものとする。
- (9) 終了 申請者または登録者のスポンサーが、資格剥奪意図の通知書が発行された後だが、最終命令の発効日より前に、当該申請者または登録者の雇用が終了したことを示す書式8-Tを提出した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該申請者または登録者はもはやスポンサーを、持たないという理由で、これ以上の手続きは保証されないことを示す資格剥奪意図の通知撤回書を発行することができる。

(b) 第8条a (2) により資格剥奪を受ける登録者

- (1) 資格剥奪意図の通知書 NFAの会長は、NFAが入手した情報に基づき、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーを除くいずれかの種別で登録されている者に対し、随時、次の各号の内容を述べた資格剥奪意図の通知書を送達することができる。
- (A) NFAは、当該登録者が、法第8条a (2) に定められた、単数または複数の法定資格剥奪を受けると主張するとともに、これを証明する用意があること。
 - (B) 当該通知書に述べられている主張は、もし真実であれば、登録の停止または取り消しの根拠となること。
 - (C) 当該登録者は、本規則 (b) 項 (2) に定められた種類の書面による証拠を、会員資格委員会または指定小委員会に検討させる権利があること。当該通知書は、当該登録者に対し、本規則に従って文書が提出されなかった場合にとられる手続きを、通知するものとする。
 - (D) 会員資格委員会または指定小委員会は、上述の書面による証拠に基づき、当該登録者が法定資格剥奪を受けるかどうかを判定すること。
 - (E) 当該登録者が法定資格剥奪を受けると判断された場合、当該登録者は登録を停止されるか、登録が取り消されるべきではない理由を示すよう求められる場合があること。
- (2) 資格剥奪意図の通知書に対する回答書 法8条a (2) に定められた登録資格剥奪を主張する資格剥奪意図の通知書に対する回答として、当該登録者は、次のいずれかに関連する証拠を含む、当該法定資格剥奪をもたらす主張の正確性についての異議申し立ての証明に限定される、回答書を提出することができる。
- (A) 当該登録者の身元。
 - (B) 法定資格剥奪を立証する記録における誤記の存在。
 - (C) 法定資格剥奪の性質または日付。
 - (D) 有罪宣告の記録の、有罪宣告後の修正。
 - (E) 上訴の有利な結果。

当該登録者は、回答書において申し立てた異議のそれぞれの性質を述べ、またそれぞれの異議に不可欠な事実を供述書を提出するものとする。

- (3) 回答書の提出期限 資格剥奪意図の通知書に対する回答書は、当該通知書が当該登録者に送達された日から20日以内に、NFAの法定摘記部に送達されなければならない。この回答書には、規則203(a)項(11)により義務づけられる資格剥奪手数料が添えられていなければならない。
- (4) 登録者の回答書に対する回答 法令遵守担当副会長は、当該登録者が本規則(b)項(2)に従って回答書を提出したときには、当該回答書の日付から30日以内に、これに対する回答書を会員資格委員会または指定小委員会に提出し、同回答書を当該登録者に送達することができる。
- (5) 登録者の、資格剥奪意図の通知書に対する義務不履行 当該登録者が、資格剥奪意図の通知書に対して期限までに回答書を提出しなかったときには、当該登録者は、当該回答書を提出する権利を放棄したものとみなされ、資格剥奪意図の通知書に述べられた事実は、当該登録者が法第8条a(2)に基づき登録資格を剥奪されるかどうかを判定する目的において、真実であるものとみなされるものとする。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達が規則502に従って正しく行われたことを認定し次第、本規則(b)項(7)(B)に述べられた登録の停止を行う暫定命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、および、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。
- (6) 当初の判定 会員資格委員会または指定小委員会は、登録者の回答書およびこれに対する法令遵守担当副会長の回答を受領した後、当該登録者が法第8条a(2)に基づいて登録資格を剥奪されるかどうかを判定するものとする。この判定は、法定資格剥奪の証拠、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書、当該登録者が回答書を提出していればその回答書、法令遵守担当副会長が回答書を提出していればその回答書、および、会員資格委員会または指定小委員会が要求または許可する他の書類に基づいて行うものとする。
- (7) 暫定命令
 - (A) 会員資格委員会または指定小委員会が、当該登録者は法第8条a(2)に基づいて資格を剥奪されないとの判定を下した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者の回答書およびそれに対する回答書を受け取ってから30日以内に、資格剥奪意図の通知撤回書を発行するか、あるいは会員資格委員会または指定小委員会が、当該資格剥奪が第8条a(3)による資格剥奪に当たると判断した場合には、資格剥奪意図の修正通知書を発行するものとする。いずれの場合にも、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者が法第8条a(2)に基づき資格を剥奪されないという認定を行うものとする。
 - (B) 会員資格委員会または指定小委員会が、当該登録者は法第8条a(2)に基づいて資格を剥奪されると判定した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者の回答書があればその回答書、およびそれに対する回答書を受け取ってから30日以内に、当該登録者の登録を停止し、当該登録者に対し、命令の日付から20日以内に、法定資格剥奪の存在にかかわらず、自らの登録が取り消されるべきではない理由を示すよう求

める、暫定命令を発するものとする。この暫定命令は、当該登録者に対し、本規則に従って回答が行われなかった場合にとられる手続きを通知するものとする。

(i) 暫定命令が当該登録者に送達されてから5日後をもって、当該登録者の登録が停止され、この停止は最終命令が発せられるまで有効であるものとする。

(ii) 当該登録者が資格を剥奪される唯一の根拠が、法第8条a(2)(C)に述べられている種類の暫定命令、判決、または裁判所命令の存在であれば、理由の呈示を求める命令は発せられず、当該登録者は、当該暫定命令、判決、または裁判所命令が失効するまで、登録を停止されるものとする。ただし、いかなる場合にも、当該登録者の登録停止は6カ月を超えないものとする。

- (8) 登録者の義務不履行 当該登録者が、理由の呈示を求める命令に対し、期限までに回答書を提出しなかったときは、当該登録者はすべての問題に関し、証拠を提出する権利を放棄したものとみなされる。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達規則502に従って正しく行われたことを認定し次第、当該登録の取り消し、制限、またはさらなる停止を行う最終命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、当該登録者が資格剥奪意図の通知書に対して回答書を提出していればその回答書、および、法令遵守担当副会長がこれに対して提出した回答書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。
- (9) 終了 登録者のスポンサーが、資格剥奪意図の通知書が発行された後だが、最終命令の発効日以前に、当該登録者の雇用が終了したことを示す書式8-Tを提出した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者がもはやスポンサーを持たないという理由で、これ以上の手続きは保証されないことを示す、資格剥奪意図の通知撤回書または資格剥奪意図の通知および暫定命令撤回書を発行することができる。
- (10) さらなる手続き 本規則(b)項(7)(B)に従い、理由の呈示を求める命令が発せられたときは、規則504(b)項(2)(B)から規則504(a)項(8)まで、および規則506、規則507、規則508、規則509の規定に従って、会員資格委員会または指定小委員会においてさらなる手続きが行われるものとする。

[¶ 8505] 規則505 法第8条a(2)、第8条a(3)、または第8条a(4)に基づき登録資格を剥奪される、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとしての申請者または登録者を支配する手続き

- (a) 第8条a(2)、第8条a(3)、または第8条a(4)による資格剥奪を受ける申請者、および、第8条a(3)、第8条a(4)による資格剥奪を受ける登録者
- (1) 資格剥奪意図の通知書 NFAの会長は、NFAが入手した情報に基づき、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとして登録されている、または登録を申請している者に対し、随時、次の内容を述べた資格剥奪意図の通知を送達することができる。
- (A) NFAは、当該申請者または登録者が、法第8条a(2)、第8条a(3)、または第8条a(4)

に定められた、単数または複数の法定資格剥奪を受けると主張するとともに、これを証明する用意があること。

- (B) 当該通知書に述べられている主張は、もし真実であれば、登録の拒否、条件付け、停止、制限または取り消しの根拠となること（当該通知書が登録の条件付けまたは制限を提案している場合には、提案した条件付けまたは制限を具体的に説明するものとする）。
- (C) 当該申請者または登録者は、本規則（a）項（2）に定められた種類の書面による証拠を、会員資格委員会または指定小委員会に検討させる権利があること。当該通知書は、当該申請者または登録者に対し、本規則に従って文書が提出されなかった場合にとられる手続きを、通知するものとする。
- (D) 登録申請者が仮免許を交付されている場合には、当該仮免許は、当該通知書が当該申請者に送達されてから5日後に終了すること。

（2）資格剥奪意図の通知書に対する回答書

- (A) 法第8条a（2）、第8条a（3）、または第8条a（4）に定められた登録資格剥奪を主張する資格剥奪意図の通知書に対する回答として、当該申請者または登録者は、次のいずれかに関連する証拠を含む、当該法定資格剥奪をもたらす主張の正確性について異議を申し立てる回答書を提出することができる。
 - (i) 当該申請者または登録者の身元。
 - (ii) 法定資格剥奪を立証する記録における誤記の存在。
 - (iii) 法定資格剥奪の性質または日付。
 - (iv) 有罪宣告の記録の、有罪宣告後の修正。
 - (v) 上訴の有利な結果。
- (B) 当該申請者または登録者は、回答書において申し立てた異議のそれぞれの性質を述べ、またそれぞれの異議に不可欠な事実を裏付ける宣誓供述書を提出するものとする。当該申請者または登録者は、回答書の中で、資格剥奪意図の通知書に述べられた主張の正確性にかかわらず、自らの完全な、条件付きの、または制限付きの登録が、公衆に対して重大な危険を与えないことを示す意志があるかどうか、述べるものとする。当該申請者または登録者に、これを示す意志があるときには、当該の者は、会員資格委員会または指定小委員会が当該申請者または登録者にどのような条件または制限を課すか、および、当該フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーが、会員資格委員会または指定小委員会によって課される条件または制限をどのように満たすかに関する、書状または他の文書も提出することができる。
- (C) 当該申請者または登録者が、当該回答書の中で、本規則（a）項（2）（B）に述べられた表示を行う意志があると述べているときは、当該の者または当該の者の弁護士は、当該申請者または登録者が自らの表示に不可欠な事実の裏付けとして証言させることを意図する各証人の身元と、その証言の概要を述べた供述書も提出するものとする。この提出物にはまた、当該申請者または登録者が、自らの表示に不可欠な事実を裏付けるために提出を意図する、すべての文書の写しが含まれていなければならない。当該申請者または登録者は、本規則（a）項（2）（B）に基づく表示を行うにあたり、次のものを提出することができる。

- (i) 資格剥奪の原因となる行為をめぐる、事実および環境に関する軽減証拠。
 - (ii) 資格剥奪の原因となる行為以後、これが回復したことを示す証拠。
 - (iii) 当該申請者または登録者の登録は、当該申請者または登録者による将来の不正行為を発見し、そのような将来の不正行為により発生する害から公衆を守る可能性の高い条件または制限案を含む、監督管理を受けることを示す証拠。
- (3) 回答書の提出期限 資格剥奪意図の通知書に対する回答書およびこれに付随する提出物は、当該通知書が当該申請者または登録者に送達された日から 45 日以内に、NFA の法定摘記部に送達されなければならない。
- (4) 申請者または登録者の、資格剥奪意図の通知書に対する義務不履行 当該申請者または登録者が、資格剥奪意図の通知書に対して期限までに回答書を提出しなかったときには、当該申請者または登録者は、当該回答書を提出する権利を放棄したものとみなされ、資格剥奪意図の通知書に述べられた事実は、当該申請者または登録者が法第 8 条 a (2)、第 8 条 a (3)、または第 8 条 a (4) に基づき登録資格を剥奪されるかどうかを判定する目的において、真実であるとみなされるものとする。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達規則 502 に従って正しく行われたことを認定し次第、当該登録の拒否、条件付け、停止、制限または取り消しを行う最終命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、および、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。
- (5) NFA の回答 法令遵守担当副会長は、当該申請者または登録者が資格剥奪意図の通知書に対する回答書の写しを NFA に送達した日から 30 日以内に、これに対する回答書を作成し、同回答書の写しを当該申請者または登録者に送達するものとする。この回答書には、次のいずれかが含まれるものとする。
- (A) 当該申請者または登録者の回答書、追加提出物があれば同提出物、および、回答書に添付された他の資料に基づき、判定を行うべき重大な事実の真の争点が存在しない旨、および、当該登録は拒否または取り消しされるべき旨を述べた、略式判決の申し立て。または、
 - (B) 当該申請者または登録者の回答書によりもたらされ、NFA が重大かつ議論が分かれるとみなす、事実に基づく争点の説明。この回答にはまた、NFA が自らの主要な証拠として証言させることを意図する各証人の身元と、予想される証言の概要、および、NFA が当該聴聞会において提出を意図する、すべての書類の写しが含まれるものとする。
- (6) 口頭聴聞 会員資格委員会または指定小委員会は、NFA が本規則 (a) 項 (5) に従って、当該申請者または登録者の回答に対して、自らの回答書を提出した日から 30 日以内に、次の行為を行うものとする。
- (A) 会員資格委員会または指定小委員会が、略式判決の申し立てに基づき、当事者が、法定での判決を受ける権利を有すると判定した場合には、当該申請者または登録者の登録を承認、拒否、停止または取り消しする、あるいは資格剥奪意図の通知書を撤回する命令を発する（この命令は、規則 507 (a) 項および (b) 項に定められた基準に従って発せ

られるものとする)。または、

(B) 略式判決の申し立てが提出されない場合、あるいは、同申し立てが却下された場合には、当事者に対し、聴聞会の日時および場所を通知する。当該聴聞会においては、当事者が自らの主要な証拠とすることができるのは、十分な理由が示された場合を除き、以前の提出物に記載された証人および書類の提出に限定されるものとする。

(7) 命令 会員資格委員会または指定小委員会は、聴聞会の終了後、当該申請者が、自らの登録の否定または条件付けが行われるべきでないことを示したかどうか、あるいは、当該登録者が、自らの登録が停止、制限または撤回されるべきではないことを示したかどうかに関して判定を下し、これに応じて、規則507(a)項および(b)項に定められた基準に従って命令を発するものとする。

(8) 終了 現在申請者または登録者のスポンサーとなっているすべての取引所が、資格剥奪意図の通知書が発行された後だが、最終命令の発効日より前に、当該申請者または登録者の取引特権を終了させたか、その申請を却下した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、これ以上の手続きは保証されないことを示す、資格剥奪意図の通知撤回書を発行することができる。

(b) 第8条a(2)により資格剥奪を受ける登録者

(1) 資格剥奪意図の通知書 NFAの会長は、NFAが入手した情報に基づき、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーとして登録されている者に対し、随時、次の内容を述べた資格剥奪意図の通知書を送達することができる。

(A) NFAは、当該登録者が法第8条a(2)に定められた、単数または複数の法定資格剥奪を受けると主張するとともに、これを証明する用意があること。

(B) 当該通知書に述べられている主張は、もし真実であれば、登録の停止または取り消しの根拠となること。

(C) 当該登録者は、本規則(b)項(2)に定められた種類の書面による証拠を、会員資格委員会または指定小委員会に検討させる権利があること。当該通知書は、当該登録者に対し、本規則に従って文書が提出されなかった場合にとられる手続きを、通知するものとする。

(D) 会員資格委員会または指定小委員会は、上述の書面による証拠に基づき、当該登録者が法定資格剥奪を受けかどうかを判定すること。

(E) 当該登録者が法定資格剥奪を受けると判断された場合、当該登録者は登録を停止されるか、登録が取り消されるべきではない理由を示すよう求められる場合があること。

(2) 資格剥奪意図の通知書に対する回答書 法8条a(2)に定められた登録資格剥奪を主張する資格剥奪意図の通知書に対する回答として、当該登録者は、次のいずれかに関連する証拠を含む、当該法定資格剥奪をもたらす主張の正確性についての異議申し立ての証明に限定される、回答書を提出することができる。

(A) 当該登録者の身元。

(B) 法定資格剥奪を立証する記録における誤記の存在。

(C) 法定資格剥奪の性質または日付。

(D) 有罪宣告の記録の、有罪宣告後の修正。

(E) 上訴の有利な結果。

当該登録者は、回答書において申し立てた異議のそれぞれの性質を述べ、またそれぞれの異議に不可欠な事実を裏付ける宣誓供述書を提出するものとする。

- (3) 回答書の提出期限 資格剥奪意図の通知書に対する回答書は、当該通知書が当該登録者に送達された日から20日以内に、NFAの法定摘記部に送達されなければならない。
- (4) 登録者の回答書に対する回答 法令遵守担当副会長は、当該登録者が本規則(b)項(2)に従って回答書を提出したときには、当該回答書の日付から30日以内に、これに対する回答書を会員資格委員会または指定小委員会に提出し、同回答書を当該登録者に送達することができる。
- (5) 登録者の、資格剥奪意図の通知書に対する義務不履行 当該登録者が、資格剥奪意図の通知書に対して期限までに回答書を提出しなかったときには、当該登録者は、当該回答書を提出する権利を放棄したものとみなされ、資格剥奪意図の通知書に述べられた事実は、当該登録者が法第8条a(2)に基づき登録資格を剥奪されるかどうかを判定する目的において、真実であるものとみなされるものとする。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達が規則502に従って正しく行われたことを認定し次第、本規則(b)項(7)(B)に述べられた登録の停止を行う暫定命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、および、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。
- (6) 当初の判定 会員資格委員会または指定小委員会は、登録者の回答書およびこれに対する法令遵守担当副会長の回答を受領した後、当該登録者が法第8条a(2)に基づいて登録資格を剥奪されるかどうかを判定するものとする。この判定は、法定資格剥奪の証拠、送達を証明するものを伴う資格剥奪意図の通知書、当該登録者が回答書を提出していればその回答書、NFAが回答書を提出していればその回答書、および、会員資格委員会または指定小委員会が要求または許可する他の書類に基づいて行うものとする。
- (7) 暫定命令
- (A) 会員資格委員会または指定小委員会が、当該登録者は法第8条a(2)に基づいて資格を剥奪されないとの判定を下した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者の回答書およびそれに対する回答書を受け取ってから30日以内に、資格剥奪意図の通知撤回書を発行するか、あるいは会員資格委員会または指定小委員会が、当該資格剥奪が第8条a(3)による資格剥奪に当たると判断した場合には、資格剥奪意図の修正通知書を発行するものとする。いずれの場合にも、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者が法第8条a(2)に基づき資格を剥奪されないという認定を行うものとする。
- (B) 会員資格委員会または指定小委員会が、当該登録者は法第8条a(2)に基づいて資格を剥奪されると判定した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、当該登録者の回答書があればその回答書、およびそれに対する回答書を受領してから30日以内に、当該登録者の登録を停止し、当該登録者に対し、命令の日付から20日以内に、法定資格剥

奪の存在にかかわりなく、自らの登録が取り消されるべきではない理由を示すよう求める、暫定命令を発するものとする。この暫定命令は、当該登録者に対し、本規則に従って回答が行われなかった場合にとられる手続きを通知するものとする。

(i) 暫定命令が当該登録者に送達されてから5日後をもって、当該登録者の登録が停止され、この停止は最終命令が発せられるまで有効であるものとする。

(ii) 当該登録者が資格を剥奪される唯一の根拠が、法第8条a(2)(C)に述べられている種類の暫定命令、判決、または裁判所命令の存在であれば、理由の呈示を求める命令は発せられず、当該登録者は、当該暫定命令、判決、または裁判所命令が失効するまで、登録を停止されるものとする。ただし、いかなる場合にも、当該登録者の登録停止は6カ月を超えないものとする。

- (8) 登録者の義務不履行 当該登録者が、理由の呈示を求める命令に対し、期限までに回答書を提出しなかったときは、当該登録者はすべての問題に関し、書面による証拠を提出する権利を放棄したものとみなされる。会員資格委員会または指定小委員会はその後、送達が規則502に従って正しく行われたことを認定し次第、当該登録の取り消し、制限、またはさらなる停止を行う最終命令を発するものとする。この認定は、法定資格剥奪の証拠、当該登録者が資格剥奪意図の通知書に対して回答書を提出していればその回答書、および、NFAがこれに対して提出した回答書に基づいて行うものとする。不正を避けるため、および、適切な条件で、会員資格委員会または指定小委員会は、義務不履行命令を破棄することができる。この不履行破棄の申し立ては、適切な時機に行われ、不提出の理由を述べ、提案する抗弁の性質を具体的に説明するものとする。
- (9) 終了 現在登録者のスポンサーとなっているすべての取引所が、資格剥奪意図の通知書が発行された後だが、最終命令の発効日以前に、当該登録者の取引特権を終了させた場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、これ以上の手続きは保証されないことを示す、資格剥奪意図の通知撤回書または資格剥奪意図の通知および暫定命令撤回書を発行することができる。
- (10) さらに手続き 本規則(b)項(7)(B)に従い、理由の呈示を求める命令が発せられたときは、規則505(a)項(2)(B)から規則505(a)項(8)まで、および規則506、規則507、規則508、規則509の規定に従って、会員資格委員会または指定小委員会においてさらに手続きが行われるものとする。

[¶ 8506] 規則506 聴聞手続き

- (a) 会員資格委員会または指定小委員会において聴聞会が開催されるときは、当該聴聞会の記録が保持されるものとする。この聴聞会においては、当該申請者または登録者は、弁護士を代理人に立て、証拠を提出し、証人を召喚および尋問し、会員資格委員会または指定小委員会が判定の根拠とした証拠、あるいはNFAが当該聴聞会への提出を意図する文書による証拠を吟味するとともに、会員資格委員会または指定小委員会の裁量により、口頭または書面による弁論を行うことができる。
- (b) 当事者は、口頭聴聞の日時および場所の通知があり次第、電話による参加を選択することができる。当事者は、この選択を行うために、当該通知が送達された日から15日以内に、NFAの法定摘記部に通知書を提出するとともに、すべての反対当事者にその写しを送達するものとする。

る。電話による参加の選択を届け出た場合には、事実についての当事者間の重大な論争に関する完全な聴聞の権利を放棄したものとみなされる。会員資格委員会または指定小委員会は、手続きのすべての当事者が電話による聴聞を選択したときにのみ、電話による聴聞を命じるものとする。この電話による聴聞は、当該命令に定められた手順に従って開催されるものとする。会員資格委員会または指定小委員会は、電話による聴聞の後、規則507（a）項および（b）項に定められた基準に従い、裁定書を発行するものとする。

[¶ 8507] 規則507 会員資格委員会または指定小委員会による裁定

（a）立証基準 会員資格委員会または指定小委員会による裁定書においては、当該申請者または登録者が、資格剥奪意図の通知書の中で述べられた、法定の登録資格剥奪を受けることを、NFAが証拠の優越性により示したかどうか、および、適切な場合には、以下の事項を特に考慮するものとする。

（1）法第8条a（2）に定められた法定資格剥奪を含む決議においては、当該申請者または登録者が、法定資格剥奪の存在にかかわらず、完全な、条件付きの、または制限付きの登録が、公衆に対して重大な危険を与えないことを、明確に、および説得力をもって示したかどうか。または、

（2）法第8条a（3）または法第8条a（4）に定められた法定資格剥奪を含む決議においては、当該申請者または登録者が、法定資格剥奪の存在にかかわらず、完全な、条件付きの、または制限付きの登録が、公衆に対して重大な危険を与えないことを、証拠の優越性により示したかどうか。

（b）判定 会員資格委員会および指定小委員会は、裁定書の作成にあたり、自らの結論に不可欠な事実を述べ、資格剥奪意図の通知書に述べられた法定資格剥奪の観点から、自らの裁定、および、適切な場合には、次の事項に関する自らの判定を説明するものとする。

（1）当該申請者または登録者の法定資格剥奪を引き起こす不正行為の重大性を軽減する証拠。

（2）当該申請者または登録者が、法定資格剥奪を引き起こす不正行為を行った後、その回復を行ったという証拠。および、

（3）当該の者が、外務員または取次ぎブローカー、あるいはそのいずれかの種別での登録申請者である場合には、当該申請者または登録者の条件付きまたは制限付きの登録が、当該申請者または登録者による将来の不正行為を発見し、そのような将来の不正行為により発生する害から公衆を守る可能性の高い監督管理を受けることを示す証拠。条件付きまたは制限付きの登録を定める裁定は、当該申請者または登録者の法定資格剥奪、および当該法定資格剥奪までの残存期間を考慮に入れるものとする。当該裁定は、当該外務員およびそのスポンサー、または当該取次ぎブローカーおよびその保証者が、規則510に従って登録の条件または制限の撤廃または修正を申し立てることができるようになる時期を定めるものとする。

（4）当該の者が、フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダー、あるいはそのいずれかの種別での登録申請者である場合には、当該申請者または登録者の条件付きまたは制限付きの登録が、当該申請者または登録者による将来の不正行為を発見し、そのような将来

の不正行為により発生する害から公衆を守る可能性の高い管理を受けることを示す証拠。条件付きまたは制限付きの登録を定める裁定は、当該申請者または登録者の法定資格剥奪、および当該法定資格剥奪までの残存期間を考慮に入れるものとする。当該裁定は、当該フロア・ブローカーまたはフロア・トレーダーが、規則510に従って登録の条件または制限の撤廃または修正を申し立てることができるようになる時期を定めるものとする。

[¶ 8508] 規則508 命令

- (a) 最終命令および資格剥奪意図の通知撤回書 本第500部に基づき、登録の承認、拒否、条件付け、制限、停止、または取り消しを行うすべての命令（規則504(b)項(7)(B)または規則505(b)項(7)(B)に従って登録を停止する暫定命令を除く）、および、本第500部に基づき、義務不履行命令破棄の申し立てを却下するすべての命令（規則504(b)項(5)または規則505(b)項(5)に従って義務不履行命令破棄の申し立てを拒否する命令を除く）は、当該申請者または登録者に送達された日付をもって、NFAの最終命令となるものとする。すべての資格剥奪意図の通知撤回書は、当該申請者または登録者に送達された日付をもって、最終的なものとなる。NFAが発する各最終命令および資格剥奪意図の通知撤回書は、当該申請者または登録者への送達と同時に、その写しがCFTCに送達されるものとする。すべての最終命令は、当該申請者または登録者に対し、CFTCに対して法第17条(o)および適用可能なCFTC規則に基づく見直しを申し立てる権利、およびCFTC規則171.22に従いCFTCに対して当該最終命令の発効延期を申し立てる権利があることを知らせるものとする。
- (b) 発効日 本第500部に基づいて発行されたNFAの最終命令または資格剥奪意図の通知撤回書は、CFTC規則第171部に従ってCFTCが別途指示した場合を除き、当該申請者または登録者に送達された日の30日後に発効するものとする。

[¶ 8509] 規則509 和解

- (a) 和解の申し出が可能な時期 当事者は、手続きのいずれの過程においても、和解の申し出を行うことができる。和解の申し出は、すべて書面により行うものとする。
- (b) 申し出の内容 被訴追者が行う和解の申し出は、それぞれ以下の条件を満たすものとする。
- (1) 資格剥奪意図の通知書が送達されたことを認めること。
 - (2) 資格剥奪意図の通知書に述べられた事案に関して、NFAが管轄権を有することを認めること。
 - (3) 次のものの放棄を含むこと。
 - (A) 聴聞会。
 - (B) 聴聞会後のすべての手続き。
 - (C) CFTCおよび裁判による見直し。および、
 - (D) 会員資格委員会または指定小委員会による当該申し出の検討にNFA職員が参加することに対する異議。
 - (4) 記録中の、最終命令が発せられる根拠を明記すること。この根拠は、資格剥奪意図の通

知書および和解の申し出に含まれる判定によってのみ構成され得る。

(5) 適切な場合には次のものを含む、合意した和解条件を反映する最終命令が発せられることに同意すること。

(A) 当該被訴追者が、法第8条a(2)、第8条a(3)、第8条a(4)に基づき資格を剥奪される旨の判定。

(B) 完全な登録の取り消し、停止、拒否、または承認、あるいは登録への条件または制限の付与。

(c) 申し出の提出 被訴追者が行う和解の申し出は、NFAの職員に対して書面により提出するものとし、当該NFA職員は、これを職員勧告とともに会員資格委員会または指定小委員会に提出するものとする。NFA職員は、当該勧告が不利なものであるときにはこれを当該被訴追者に知らせるものとし、この場合には、当該申し出は当該被訴追者が提出を要請しない限り会員資格委員会または指定小委員会に提出されないものとする。会員資格委員会または指定小委員会に提出されない申し出は、そこに含まれる認知、承認、権利放棄、約定、または同意に関しては無効であり、当該手続きにおいては、そのいずれの当事者によっても、いかなる方法でも使用されないものとする。

(d) 申し出の承諾 和解の申し出は、会員資格委員会または指定小委員会により当該申し出に基づく最終命令が発せられたときにのみ、承諾されたものとみなされる。当該最終命令が発せられ次第、当該被訴追者に関する手続きは終了するものとする。

(e) 申し出の却下 和解の申し出が会員資格委員会または指定小委員会により却下されたときには、申し出を行った当事者に対してNFA職員からその旨が通知され、当該申し出は撤回されたものとみなされる。却下された和解の申し出およびこれに関連する文書は、当該手続きの記録の一部とはならないものとする。当該申し出は、そこに含まれる認知、承認、権利放棄、約定、または同意に関しては無効であり、当該手続きにおいては、そのいずれの当事者によっても、いかなる方法でも使用されないものとする。

[¶ 8510] 規則510 条件または制限を撤廃または修正するための手続き

(a) 申立書 登録者、および適切な場合には、そのスポンサーまたは保証者は、当該登録者の登録に付与されている条件または制限の撤廃または修正を求める申立書を提出することができる。

(1) 当該申立書は、当該登録に条件または制限を付与した最終命令の中に規定された期間が過ぎた後、提出することができる。

(2) 当該申立書においては、当該登録者、および適切な場合には、そのスポンサーまたは保証者は、当該命令に定められた条件または制限が満たされた旨の、宣誓供述書による表示のみを行うことができる。スポンサーまたは保証者による宣誓供述書は、当該登録者の活動を実際に知っている者が、当該スポンサーまたは保証者に代わり、真実であると誓ったものでなければならない。

(b) 回答書

(1) NFA職員は、本規則(a)項に従って申立書を受領してから30日以内に、回答書を提出

するものとする。当該回答書には、当該条件または制限を存続させるべきか、当該条件または制限を修正すべきか、あるいは、完全登録を認めるべきかに関する職員勧告が含まれるものとする。

- (2) NFA 職員は、当該申立者による、当該申立者の登録に課せられた条件または制限の撤廃または修正の要請に同意する場合には、会員資格委員会または指定小委員会に対し、その旨を勧告するものとする。当該勧告は、会員資格委員会または指定小委員会が、当該申立者の登録に課せられた条件または制限を撤廃または修正する命令を発したときのみ、承諾されたものとみなされる。

- (c) 口頭聴聞 NFA 職員が、当該申立書に述べられた以外の条件で、当該登録に課せられた条件または制限の存続または修正を要請した場合には、会員資格委員会または指定小委員会は、本規則 (b) 項に従って回答書が提出された日から 30 日以内に、当該登録者の申立書の和解に、口頭聴聞が適切かどうかを判定するものとする。

- (1) 会員資格委員会または指定小委員会は、口頭聴聞が適切であると判定したときは、当事者にその判定を通知し、規則 506 に従って口頭聴聞を計画、開催するものとする。会員資格委員会または指定小委員会は、当該聴聞会の開催後、裁定書または命令を発するものとする。
- (2) 会員資格委員会または指定小委員会は、口頭聴聞は不要であるとの結論を下したときには、当該登録者に通知するとともに、裁定書または命令を発するものとする。

第600部 登録の撤回

[¶ 8601] 規則601 登録の撤回

- (a) 商品取引員、取次ぎブローカー、商品取引顧問、商品プール・オペレーター、またはレバレッジ契約マーチャントは、次の場合に、本規則の要件に基づき、自らの登録の撤回を要請することができる。
- (1) 当該登録者が当該種別における登録に必要な活動を停止したか、あるいは開始していない場合。または、
 - (2) 当該登録者が、当該種別における登録義務を免除されている場合。または、
 - (3) 当該登録者が、当該種別での登録を義務づけられている者またはこれを義務づけられている種類の者から除外されている場合。
- ただし、NFAは、上述の要請に基づいて行動するにあたり、撤回が要請されているそれぞれの種別について、別個に検討することができる。
- (b) 本規則に基づく登録撤回の要請は、書式7-Wに記載されている指示に従って同書式に記入し、これをNFAに提出することによって行わなければならない。
- (c) 登録撤回の要請は、当該要請がNFAによって受領されてから30日目、または、NFAから当該要請を承認する旨の通知があり次第、それより早い日付で、発効するものとする。ただし、発効日以前に次の事象が発生した場合を除く。
- (1) CFTCまたはNFAが、当該登録の停止または取り消しの手続きを開始したとき。
 - (2) CFTCまたはNFAが、当該登録の撤回に条件を課したとき、または、当該登録の撤回に条件を課す旨の通知を郵送により行ったとき。この通知は、郵送をもって完了するものとする。
 - (3) 当該登録者が、当該登録が法、あるいは法に基づき採択された規則または命令に違反したか、違反しつつある、あるいは、違反しようとしているかどうかなどを判定するための調査を受けている旨の通知を郵送により受け取るか、これを他の方法により通知されたとき。郵送による通知は、郵送をもって完了するものとする。
 - (4) NFAが、当該登録者に対し、登録撤回要請に関連するさらなる情報を要請したとき。または、
 - (5) NFAが、当該登録を撤回することは、法、あるいは法に基づく規則または命令の要件、もしくは公益に反すると判定したとき。
- (d) 1つの種別での登録が撤回されても、それにより他の種別での登録が撤回されたことにはならない。
- (e) 登録が撤回されても、当該の者が登録されている間に行われた、法、あるいは法に基づく規則または命令への違反についての法的義務からは解放されない。

第700部 NFAが維持する登録記録の利用および証明を支配する手続き

[¶ 8701] 規則701 NFAが維持する登録記録からの情報開示

(a) 定義

(1) 登録記録：規則701および702の趣旨に鑑み、登録記録という用語は、当該記録がCFTCからNFAに移管されたものであるという理由で、あるいは、当該記録が、NFAが法第8条a(10)または第17条(o)に基づきCFTCから遂行を許可されている、もしくは義務づけられている登録職務の遂行にあたり、受理、作成、または蓄積したものであるという理由で、NFAが保管または維持する、以下の種類の記録のみを含むものと定義される。

(A) 登録を行うために義務づけられている申請書類。これには、当初の登録申請書とともに提出が義務づけられている、申請者または登録者の業主に関する補足経歴書、当該書式に付随する別表および補足書類、指紋カード、財務報告書、供述書、および契約書が含まれる。

(B) 以前の提出物により提出された登録情報を修正または更新する、あるいは外務員の雇用終了を通知する、補足供述書または提出物。

(C) CFTCまたはNFAと、申請者または登録者との間の、登録に関する通信文。

(D) CFTCまたはNFA以外の情報源から明らかになり、登録または業主としての所属への適格性の判定に伴い蓄積または作成された情報を反映する報告書。

(E) 外国の政府または自主規制組織からの報告書、および召喚状の送達のために代理人を指名する合意書が、登録義務の免除を受ける目的でNFAに提出された場合、当該報告書および合意書。および、上述の提出物に関連する送信書式、添付書状、または補足書類。

(2) 登録情報：規則701および702の趣旨に鑑み、登録情報という用語は、登録記録に含まれる、登録記録から集められる、あるいは登録記録に関連する情報と定義される。

(b) 公開情報の開示

(1) 公衆の一員が登録情報またはその一部の利用を要請し、当該登録記録またはその一部が、CFTC規則1.10(g)、145.0(c)、または145.6(b)に基づき「公開」または「公衆による利用が可能」であるときには、NFAは当該記録またはその一部を要請者に公開する。

(2) NFAは、NFAから要請者に直接提供される登録記録の写しについて、CFTCが請求する手数料を超えない範囲で、公衆の一員に複写手数料を請求することができる。

(c) 非公開情報の開示 本規則(b)項(1)に基づき公開または公衆による利用が可能であるとして公開の対象とならない登録記録またはその一部の利用の要請は、CFTCからの回答を得るため、CFTCに付託または伝達されるものとする。ただし、次の場合には、NFAは当該記録またはその一部を公開する。

(1) 申請者または登録者が、外務員として提携、または業主として所属している、あるいはする予定の者に対して。ただし、当該情報を要請する者が、当該要請者が当該申請者、登録者、または業主の雇用者であるまたは雇用者となる可能性がある旨の、適切な表示を行った場合に限る。

(2) 申請者、登録者を問わず、取次ぎブローカーが、CFTC規則1.10に基づく保証契約を締

結している、あるいは締結する予定の商品取引員に対して。ただし、当該商品取引員が、当該取次ぎブローカーの保証者または保証者候補である旨の、適切な表示を行った場合に限る。

- (3) 契約市場として指定された取引所、および CFTC に登録された他の先物協会に対し、当該組織による法に基づく責務の遂行を助ける目的で、あるいは、証券取引委員会に登録されている国内証券取引所または国内証券業協会に対し、当該組織による 1934 年証券取引法に基づく責務の遂行を助ける目的で。ただし、要請が正式な、あるいは表見的な調査または手続きに関連して行われた場合には、NFA は当該要請を CFTC に通知する。
- (4) 自らの管轄権の範囲で活動している、連邦、州、または地方の法律執行機関または規制機関に対して、当該機関が、法律により割り当てられた責務を果たすために当該記録を利用できるようにする（CFTC が法第 8 条（e）および第 8 条（g）にも土付き当該登録情報を開示できるのと同じ範囲で）目的で。ただし、要請が正式な、あるいは表見的な調査または手続きに関連して行われた場合には、NFA は当該要請を CFTC に通知する。
- (5) 管轄裁判所の命令に従って。ただし、登録記録のうち非公開の部分にかかわる呼出状または召喚状、および非公開記録の写しは、CFTC が処理の仕方を NFA と協議できるよう、速やかに CFTC に送付されるものとする。
- (6) CFTC 規則に従い、CFTC の売買・市場部担当理事、行政部担当理事、経済分析部担当理事、法規顧問、または専務理事、あるいは当該の者が不在の場合には、指名を受けた適切な CFTC 職員の許可により、他の条件で。
- (7) 自らの登録申請に関する登録記録の利用を求める個人または企業、または当該個人または企業に代わって行動する者に対し、本規則（a）項（1）（D）に定義される記録を除いて。ただし、NFA が、当該記録を要請している当事者の身元および権限の、適切な証明を受領した場合に限る。

[¶ 8702] 規則 702 NFA が維持している登録記録が真正であることの証明

（a）保管役および代理役の指名

会長は、NFA 記録保管役（以下「保管役」という。）を務める NFA の従業員を指名するものとする。会長はまた、NFA 記録保管代理役（以下「代理役」という。）を務める 1 名またはそれ以上の NFA 従業員も指名することができる。保管役および代理役は、NFA が所有するすべての登録記録を維持する責務を負い、上述の登録記録の法定保管人となるものとする。

（b）保管役および代理役の権限

保管役、各代理役、あるいはそれらの者が不在の場合には、会長、保管役または代理役のうち 1 名が指名する NFA の従業員は、訴訟手続きまたは行政手続きのため、NFA が所有する登録記録が真正であることを書面により証明する権限を有する。保管役、各代理役、または指名を受けた従業員はまた、訴訟手続きまたは行政手続きのため、NFA が所有する登録記録の維持および完全性、ならびに、要請のあった文書を NFA が徹底的に搜索したことに関しても、書面により証明する権限を有する。

(c) 証明書の有効性

上述の証明書は、保管役、代理役のうち1名、または指名を受けたNFA従業員によって作成されたとき、有効であるものとする。

(d) 証明書の内容

上述の証明書は、当該保管役が、CFTCの許可により、当該証明書の対象である公式登録記録の法定保管を行っており、これを維持する旨を含むものとする。

第800部 登録書式提出の代替方法

[¶ 8801] 規則801 書式8-R、3-R、および8-Tの、電子ファイル送信による提出

商品取引員、取次ぎブローカー、商品プール・オペレーター、または商品取引顧問である登録者は、書式8-R、3-R、および8-Tを、以下の条件に従い、NFAの登録・会員資格データベースへの直接ダイアルアップ送信により、電子ファイルとして提出することができる。

(a) スポンサーである登録者が、その業主または外務員、あるいは保証契約を結んでいる取次ぎブローカーの業主または外務員に代わって書式8-Rを電子ファイルとして提出する場合には、次の要件が適用される。

(1) スポンサーである登録者は、電子ファイルの送信処理を行うことをコンピューターに許可する当日に、NFAが提供する書式上の、当該申請者の署名のある当該申請者の懲罰歴を、規則206(a)項(3)および規則301(b)項(3)により義務づけられるすべての添付書類とともに、米国郵便(第1級、郵送料前払い)、手渡し、もしくは一般に認知されている翌日配達サービスを含む、他の標準的な輸送方法により、NFAの登録担当理事に送付しなければならない。

(2) 電子ファイルの送信による提出に基づいて交付された仮免許は、スポンサーである登録者に対し、NFAが、電子ファイルが送信された日から5営業日以内に、当該登録者の懲罰歴を、他のすべての必要添付書類とともに受領しなかった旨の、あるいは、当該登録者の懲罰歴または必要添付書類が、当該登録者には仮免許の交付を受ける資格がないことを示している旨の通知が行われ次第、即時終了するものとする。上述の通知は、当該登録者の敷地内の端末への電子ファイル送信、米国郵便、手渡し、もしくは一般に認知されている翌日配達サービスを含む、他の標準的な輸送方法により、行うことができる。本規則は、規則301により認められる条件に基づき仮免許を終了させるNFAの権利には影響を及ぼさない。

(b) 電子ファイルの送信により当該書式を提出する登録者は、電子ファイルの送信をコンピューターに許可することにより、自らが本規則の要件を遵守し、当該電子ファイルが正確であることを保証するため、あらゆるしかるべき努力を行ったことを証明する。当該登録者はまた、電子ファイルの送信により提出する書式8-Rのそれぞれについて、次の明確な証明を行う。

(1) 電子ファイルの送信により提出された書式8-Rに含まれる質問に対する回答として当該申請者が提供した、当該申請者の過去3年間の雇用歴および学歴に関する情報は、確認済みであること。

(2) 当該申請者が、スポンサーである企業に雇用された、あるいは使用されていること。または、当該スポンサーに、当該申請者が仮免許の交付を受けた、もしくは外務員として登録された(当該スポンサーが30日以内に当該申請者を雇用または他の方法で使用することを条件として)旨の通知を受領してから30日以内に、当該申請者を外務員として雇用または他の方法で使用する意志があること。

(3) 当該申請者は、電子ファイルの送信により提出された申請書に基づき、仮免許の交付を受けるか、登録されるまでは、外務員として行動することを許可されないこと。

(4) 当該登録者が、法第8条a(2)に基づき法定資格剥奪を受けた者を雇用しないこと、当

該企業に雇用されている者が、法第8条a(2)に基づく法定資格剥奪を受けたときには、これをCFTCに通知すること、および、電子ファイルの送信により提出された書式8-Rに名前のある、自らがスポンサーとなる者が雇用され次第、当該の者が法、ならびに法に基づく規則および命令への違反を犯すことを防ぐという観点から、当該の者を監督することは、当該企業の義務であり、責務であること。

(5) 当該申請者が書式8-Rの第14号または第16号に対して「Yes」と回答した場合に、当該登録者である企業が、CFTCまたはNFAにより発行された当該訴状または書状の写しを受領したこと。

(6) 電子ファイルの送信により提出された書式8-Rに含まれる情報は、当該書式8-Rに名前のある者の登録に関連して、書式8-Rに含まれる情報の確認を当該企業に許可することのみを目的として、当該企業に提供されたものであり、当該企業は、電子ファイルの送信により提出された書式8-Rに含まれる情報、および書式8-Rを裏付けるために保持される記録および文書が、許可なしに拡散することを防ぐために必要な方策を講じたこと、および今後も講じること。

以上の証明は、当該登録者の権限を有する役員が署名した、当該書式自体に記された証明と同等の効力および効果を持つものとする。

(c) いかなる登録者も、NFAが当該登録者に対してIDコードおよびパスワードを割り当てるまでは、電子ファイルの送信により登録書式を提出することはできない。当該登録者は、他のIDコードを使用して電子ファイルの送信により書式を提出することはできない。

(d) 各登録者は、自らのIDコードおよびパスワードの安全性および機密性を維持し、NFAの登録・会員資格データベースに接続されているすべての端末の利用を管理する責任を負う。

(e) 電子ファイルの送信による提出を行う各登録者は、電子ファイルの送信による提出に関連する職務を遂行することを許可されている、あるいは実際にこれを遂行しているデータ入力要員が、法廷、CFTC、NFA、あるいは契約市場において、電子ファイルの送信による提出物の信頼性、完全性、および正確性に関する証言を行うことができるようにするものとする。

(f) 電子ファイルの送信により提出が行えることは、特権であり、権利ではない。NFAは、NFAの単独裁量により、随時、当該登録者のIDコードおよびパスワードを使用不能とし、当該登録者の、電子ファイルの送信による提出をできなくすることができる。